

# 第10回西和賀町議会定例会

令和6年9月4日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順4番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

1番 おはようございます。9月定例議会2日目になりますが、一般質問、今回通告させていただきました北村嗣雄です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。通告しております1番に入りますが、本町の公立小中学校給食費無償化について。岩手県内では、本年5月現在、11市町村で公立小中学校給食を全額無償化し、17市町村で給食費の軽減化を講じてお

ります。ほか5市町は、いずれも実施していない状況であります。本町では、現状では給食費無償化、給食費の軽減策も実施していない。

本町で小中学校の学校給食費無償化を実施すれば、町の財政負担も大きいことは理解するけれども、それ以上の波及効果も考えられることから、私は早期に無償化を実施すべきと考える。県内市町村のうち5市町で実施していない。5市町に入る本町だが、今後の実施の可能性も含めて町長の所見を伺うものであります。よろしくをお願いします。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

私から、公立小中学校の給食費無償化についてお答えいたします。

小中学校の給食費の無償化につきましては、ご質問のとおり取組を進めている市町村が多くなってきているものと認識しております。西和賀町といたしましては、子育て支援であると思っておりますが、義務教育のあり方にも関わることでありますので、市町村間で有償、無償の差が生じることは好ましいことではないと考えており、またサービス合戦となっている面があるのではないかと危惧しております。財政力の高い、低いによりまして差が生じることはあってはならないものと考えております。

こうした点から、西和賀町といたしましては、国等に対し機会がある都度個別で、あるいは組織、団体を通じまして給食費の負担に差が生じないように要望しているところであります。

なお、本町の給食費に係る状況につきましては、担当課長より説明を加えさせていただきます。

す。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。初めに、学校給食費の現状について説明をさせていただきます。

決算附属資料の「学校給食費の状況」について、この後決算審査においても説明をさせていただきますが、令和5年度歳入での保護者からの給食費負担金の総額は1,590万130円であり、一方、歳出での食材料費は1,738万7,160円でありました。この差額の150万円弱は、食材高騰分に対応した支出として、給食費の値上げをしないで、町で負担対応している分となります。

また、現状としては、経済的に支援が必要な家庭には、準要保護援助事業として給食費については全額を助成しております。

続いて、令和6年度の歳入予算での給食費負担金についてですが、総額として1,580万5,000円を見込んでおります。給食費の完全無償化を実施するとすれば、およそ年間1,600万円ほどの財政負担が生じるということになります。

現在、子育て環境の整備、魅力的な教育環境づくりに向けて、保育所、学校のあり方検討を含め、子ども・子育て支援事業計画策定など様々な面で検討してきているところです。実施するとしても限られた財源の中での対応を求められることとなります。少子化対策、子育て支援の取組として、給食費対応をどうすべきかを今後の施策協議の中で検討してまいりたいと存じます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 今町長の答弁というか、それから学務課長の答弁、大変分かりやすく説明をいただきました。ありがとうございます。

私も、今課長が申し上げられたように、財政負担が大きくなるということは理解しておりますが、いわゆる併せてこれを実施した場合、やはり町の事案にいろいろな形の中で波及効果というのは当然見込まれるのではないかなという

考えもございまして、それからやはり給食費そのものに対して町の財政というか、負担はされていることは、私どもとしてはこうした状況の中で理解するのですが、やはり子育てを直接されている親御さんからすれば、いわゆる負担が、今の現状からしていろんな負担が大きい中で、やはり無償化に町のほうからも恩恵を受けているというような、そういうあれは、個々の考えは違うにしても、あまり感じていないように私は受け止めております。

そうした点から含めても、やはり形に見える、あるいは現実として町としてもやはり子育て支援に、保護者の負担も軽減を図る上でも、やはり見える形で実施すべきではないかなと私は思います。

他県、他市町村の取組としては、この財政負担についてはいろいろございまして、当然自主財源含めて、ふるさと納税や、あるいは地方創生交付金等を活用されているというのも私も感知しているわけですが、私からすれば今取り組んできている状況に対しては理解しますが、やはり今後いろいろ少子化、人口減少も含めて、あるいは移住、転入を含めた上での取組にある程度効果が、あるいは町のイメージに対しても取組は極めて重要な事案だなと考えます。

そこで、私は結論的には、来年度中にも実施すべきというふうに私の考えはあるのですが、その辺は今検討中でもあるとお伺いしましたけれども、改めてお伺いします。

議長 内記町長。

町長 今議員お話しのような効果については期待され、他の市町村でもそういう取組をされていると思いますけれども、子育て全般にどういう手当の仕方が限られた財源の中で効果的かと、あるいは町民の皆様によりいいのかという視点で考えていかなければならないと考えております。

給食費に限らず、こういうような助成につきましては、一旦始めるとなかなかやめるという

ことができないという点がありますので、やはり長期的視点でも財政的にも考えていかなければいけない点がございまして、そういう点で、先ほど課長が申しあげましたように、検討を引き続きさせていただきたいということでございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 今回質問事項には入れていませんが、関連として議長の許可をいただきたいと思いますが、いわゆる子供を直接預かる学校現場として、最高責任者である教育長の立場から見て、やはり全員が学校給食に、その生徒に対する（聴取不能）場合、各自が弁当を持ってきたりしている事例はなくなったわけですが、これについて何かご所見があれば伺いたいと思います。

議長 教育長。

教育長 おはようございます。この件について、給食の無償化と併せてですけれども、先ほど課長がお話ししたとおり、私もそれ以上の答弁はありませんが、給食センターを開設するときに、保護者さんたちに集まっていただいて、いろいろご意見いただいた中に、金額のお話がちょっとあったのです。やっぱりご父兄さんとしては抑えたいと思うところがあるのかなと思ってお話を聞いたところ、やはり子供たちには十分栄養のあるものを差上げたいと、出したいと。幾らお金かかっても、ある程度かかってもそれは構わないというような意見等もありました。給食の質についても検討していかなければならないと思いますので、まず今後いろいろな波及効果があるということですが、もちろん外から今度来られたりなんかりしたときに、無償化というのは一つのPRにはなるかとは思いますが、そういう面をいろいろ検討していきながら今後進めていきたいなというふうに思っているところです。

すみませんが、簡単になりますが、以上で終わります。

議長 北村嗣雄君。

1 番 どうもありがとうございます。今子供にどうか、生徒に対しては、現状維持というよりも今後さらに減少していく傾向であると思います。ですから、今やはりこういう物価高の中で、いろいろ先ほども重ねて申しあげましたが、保護者の負担の軽減を図る上でも、あるいは今後西和賀に、あるいは本町に住みたい、あるいは転入を希望している方もいらっしゃると思います。そうした中で、やはりこの取組は極めて意味の深い、あるいは重要であるなというふうに考えます。私は、できれば早急に早期に取り組む事案であるということ意見を申し述べ、この事案に対して終わりたいと思います。

次に、2番に入りますが、解体予定の廃校舎について。

町が解体を示している旧貝沢小学校と旧沢内第一小学校の解体の方向性と詳細を伺うものでございます。よろしく申し上げます。

議長 学務課長。

学務課長 旧貝沢小学校、旧沢内第一小学校校舎の解体の方向性についてお答えいたします。

旧貝沢小学校は、昭和57年建設で築42年、旧沢内第一小学校は昭和58年建設で築41年が経過しており、共に全体的に老朽化が進んでいる状況です。令和元年度に実施した空き校舎の施設劣化状況調査では、概算ではありますが、旧貝沢小学校を改修する場合の費用は3億1,956万円、解体する場合の費用は1億4,894万円の報告を受けております。また、旧第一小学校を改修する場合の費用は4億7,630万円、解体する場合の費用は2億6,167万円であり、そしていづれも令和元年度の見込みでありますので、現在はさらに工事費が必要になると考えられます。

施設劣化が著しく、多額の費用が必要な状況を踏まえ、教育委員会としては現存施設を改修しての活用は現実的ではないと判断しており、解体を見込んでいます。

しかしながら、空き校舎だけではなく、町有

施設の中で解体を必要とする施設が多いことから、財政的な視点からも優先度を考慮しての予算化を考えているところです。昨年度は、川尻体育館、今年度は使用しない公民館施設の解体に着手しておりますが、今後空き校舎を含め、解体が必要である公共施設全体の優先順を考慮し、対応していくということになります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 詳細の説明ありがとうございます。

続いて、2番に入っていきますけれども、今課長のほうからの答弁では、予算の確保もとりわけ必要ということから、示してはいるが、なかなか予算の確保が難しいという状況を伺ったわけですが、それも含めてだと思えますが、とりわけ2校の解体に取り組む場合、やはりこれまで学区を含めた町の住民が、やはり地域であれば地域のシンボルとして長い年月の間お互いに寄り添ってきた校舎でもございます。そうした中で、利用がない、あるいは利用ができない、劣化が進んでいるわけでありますから、解体はやむなしにしても、解体するに当たっての地域住民に対する、学区民の皆さんに説明等が私は必要と考えますが、その町の考えを伺います。

議長 学務課長。

学務課長 解体する場合の地域説明についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、予算的な部分で解体が可能だと見込まれる段階で、地域への説明を行いたいと考えています。現段階では、旧小学校区での説明が望ましいと考えておりますが、開催時には協議会長さんなどに相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 説明をなされた場合、住民のいろいろな方から、やはり解体を惜しむ住民も少なからずいないとも限りませんし、またそれぞれの学区

あるいは住民のほうからの、今お聞きしたようにリフォームというか、修繕をするには多額の予算は生じるわけですが、ただそうした現状でも利用したいというような状況の例えば住民の要望なりがあった場合に、町の考えとしては、そうした住民の声にどう考えるのか。今の段階では、状況によりいろいろあると考えられるが、その辺をお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 現状のままでの使用というのは、ほぼ難しい形だと思います。雨漏りとかもありますけれども、やはり学校施設として建てられた建物であって、ほかの用途に使うとなると、やっぱり消防法の関係とか、各規制がかかっている部分の対応等も必要になってくることもありますので、それなりの金額の費用もかかると思います。ですので、使い方によると思いますし、そういった地域説明会においてのご意見もあると思いますので、そういった意見内容も踏まえた上で判断していければと思います。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 一つの事例ですが、以前、当貝沢小学校に対しての地域での、いわゆる畜産である黒豚養豚の飼育、これをあの施設を使ってはというふうに、誰か希望者があっての一応提案があったりした事例もございます。ですから、なかなか地震や何かですぐひっくり返るといえるか、到底無理な建物は別として、ライフラインとかはもしもできなくても、多少の雨漏りはあったにしても、使う使用用途については結構考えられる。いろいろ考えもございますけれども、あるのかなというふうに考えます。

それから、加えてお伺いしますが、解体予定の両校舎の解体後の跡地の利用については、町としてはどのような考えを持っているのか、ちょっとその辺お伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 跡地利用の方向性についてお答えいた

します。

現時点で解体が決まっている状況ではありませんので、跡地利用の方向性についても決まっている状況ではありません。予算的な部分で解体が可能だと見込まれる段階において、地域の皆さんからも意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1番 それでは、再確認しておきますが、この解体の予定については、今現在のところでは、予定としては示されたものの、期間というか、日にちというか、予算はそれ相当かかるわけですから、まだ検討段階というか、予定だけでございますか。その辺確認しておきます。

議長 学務課長。

学務課長 先ほどの答弁と重なってしまうところですけども、町として解体が必要な施設というのはまだまだある状況です。ですので、空き校舎だけでない対応ということになりますので、全体的な公共施設、解体を必要としている公共施設の全体的な優先順を判断しての対応ということで、今段階で何年度に実施できるというふうな部分はまだない状況ではあります。

議長 北村嗣雄君。

1番 どうもありがとうございます。

それでは、次に入ります。町の未来像について、これ町長にお伺いをするところですが、町長就任以来3年を迎えております。町の抱える多くの課題、そして町の現状を踏まえて、いろいろ町の状況を肌で知り尽くしているわけですが、町長の手腕の発揮が期待できる時期ではないかなと私個人的には考えておりますが、数多くの課題を抱える本町の実態を踏まえて、課題の本質をつかみ、町の望ましい未来構想への総合的な取組、人口減を前提に持続可能とする町、地域をいかにつくるのか。首長としての手腕が問われていると、あるいは期待されていると私は思うわけですが、これに関して町

長の所見を伺います。よろしくお願いします。

議長 内記町長。

町長 町の未来像についてお答えいたします。

ご質問にありますように、現状におきましては、人口減を前提に持続可能な町としていくことが最も求められる行政課題であると私も考えております。そのためには、生活基盤とされるインフラを、施設等のハード面、経営に係るソフト面の両面にわたりまして現状を正確に把握し、確度の高いメンテナンス計画、経営計画を立てて、それに基づき適切な行政運営に努めることが肝要であると考えております。

その一方で、西和賀町で暮らすことにより、住民の方々の生活がより豊かなものとなるよう、産業や文化が盛んな地域社会の形成を目指し、町長としての役割を果たしていかなければならないものと考えているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。町長は、就任の所信表明の中で申し述べております。西和賀町の将来に対する不安や心配の解消に努め、明るい未来の創造に努めるということをお伺いしております。まさに町長、今申し上げたその意気込みというのは感じますが、昨日あるいはこれまでも同僚議員が7年度以降の総合計画あるいは総合戦略についていろいろご質問されていますから、私はあえて重複する質問はしませんが、これまでの町が行っている各課の取組は、私が考えるには、これまでの事業を継続しているのが多数であると私は感じます。

そうした中で、この継続事業も大事ですし、やはり持続可能とするいろいろな取組、今の計画、今後の計画も大変重要でございます。私は、これに対してご指摘は何もございませんが、ただ、今こうして町の人口減少が進む中で、他の町村というか、専門家から見た場合、以前は名指しでまで言われた限界集落というレッテルを貼られた状況であるが、ただその専門家が申すには、この間私も確認したところですけども、

ここ10年間で、やはり各自治体の取組により、その自治体のあり方が大きく変わると。ですから、いわゆる持続可能となるのか、またしぼんでいくのかというのが実態として現れるということだろうと思います。とりわけ報道されていますから、県内の矢巾町ですか、あれも限界集落という形で当初されておりましたが、今年の初めですか、脱却というか、それからは除かれるというのが出ました。あそこの場合は、いわゆるいろいろ病院の、大きな大病院の移動や、それらに対する住民の移動とかで人口が増大しているということからだと思いますが、私が申し上げたいのは、現状の事案なり課題を取り組むことは極めて大事だが、ここでやはり未来というか、将来像に向けた5年、10年、20年を前提と見込んだ町の持続可能というよりも、もう今後のいわゆる後継者に間違いなくつなげる取組、やはり何かしらアクションなり起爆剤を打ち込むのが大事ではないかなと私は考えます。これが確かで確実であるということは私は申しませんが、いわゆるいかに町が生き残りというか、現状は維持できると思うのですが、今後、20年先、1,000人台になる人口が予想されています。人口減が。こうした中で、私は今が一番取り組むべき大事な時期である、チャンスであるというふうに考えますが、その辺は首長として、町長の取り組む決意あるいは意思が重要だと考えますが、重ねてお伺いします。

議長 北村議員、簡潔明瞭に答弁を求めてください。お願いいたします。

内記町長。

町長 お答え申し上げます。

なんでございますけれども、現状維持はできるといってお話ですが、これが非常に困難な状況だというのが、各自治体で今少子化に直面し、大きな課題であるという認識をさせていただいている点は申し上げさせていただきたいと思えます。

後継者につながる事とか、そういうことも

まさに持続性の確保ということに当てはまると思っています。

また、起爆剤ということがどういうことをイメージされてやっているか、なかなかつかみ切れない点がございませけれども、いずれにいたしましても、昨日からお話しさせていただいております次期総合計画の策定に向けて、今までの取組をしっかり大きな柱、素材として、それを統合化し、未来がこういう町をつくっていくという姿を明らかにしていきたいという、そのための取組であるというふうに次期総合計画の取組を捉えていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。今町では、いわゆるいろいろこの間湯本でやっているかわまちづくりの完成とか、あるいはいろいろ私ども地域の北部で、町や議会のほうも要望されている、地域の活性化の推進会が10年近くの協議を経て、今後町のほうへもいろいろな形で拠点づくりとかをお願いする形になっていますが、いずれそういうものも含めて、町の今後の将来支援に明るい展望を生み出す、やはりこれを私は願うものでございます。

はっきりした私のこれをやるべきというあれはできないので大変申し訳ないのですが、ただ、今の現状で果たして、やがては来る、そうした町の迎える、自治体の迎える危機に対応できるのかなというのが私の案ずる、考えるところでございます。その辺を私は何かやはりアクションを起こすべきという考えから質問させていただきました。今後、参考意見として町が取り組んでいただければ幸いかなというふうに思います。

以上をもって私の質問とします。終わります。ありがとうございます。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結します。

ここで10時45分まで休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。今日2人目の一般質問、そして議会を通して5人目の一般質問となります高橋宏です。よろしくお願いいたします。

昨日から一般質問行われていますけれども、この一般質問で全て結論というか、解決策が出てくるものだと私も思っておりませんが、少しでも町がよりよい方向に行ければという思いで質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、当局、執行側としては、やれること、やれないことが当然あると思います。そういう場合、あえて検討するのではなくて、やれない理由を申し述べていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私、今回通告は2つであります。西和賀町の地域づくり一括交付金についてと、教育委員会が所管する施設についてであります。

町では、地域自治組織（自治会）の活動支援のため、一括交付金を交付しております。令和4年度から地域づくりに取り組む組織として申請のあった29の行政区全ての自治会と協定を締結し、地域づくり組織が地区集会所を借り受けるに当たり修繕を希望する場合、修繕費の8割を助成するということなどを行い、地域では希望するところは修繕なども行ってきました。財政が厳しい中なのは住民も理解しているのですが、特に修繕に関しては、今後大規模修繕については、町ではなく、この一括交付金などを利用して自分たちで維持管理していかなければというふうな思いでいたるところだったのですが、令和7年度から利用状況を基に

した算出方法に変更するというような内容が打ち出されました。来年度からどのような算出方法に変更するのかについてお伺いしたいと思います。

最初に、令和4年度から令和6年度を激変緩和措置期間としております。先ほどから言っていますように、令和7年度から変更するに当たり、4年から6年は今までどおりだけれども、7年からはもう変更するよと、お金は7年度から変更するよということを見越した中でのこの4年から6年を激変緩和ということで設けたのか、この激変緩和措置期間をどのような意図で設けられたものかについてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。激変緩和措置についてお答えします。

令和4年度に、町では自治会と町、公民館と町との関わり方を見直し、制度や仕組みも大きく変更されました。その際、変更によって自治会の運営等に大きな支障が生じることをないように、令和4年度から令和6年度までの3年間を激変緩和措置期間として、自治会への町からの支援等が急激に変動しない措置を取っているものでございます。

例えば町からの財政支援である一括交付金では、率を掛けるなどして前年度との増減額が緩やかになるように調整をしております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 質問したように、4年から6年が激変緩和の時期だということは、将来、令和7年度からは逆に言うと減っていくのだよということを、担当といたしますか、自治会長さんたちには説明の上で、この激変緩和措置期間というのはそのために設けているのだよ、その後は減っていくよということが周知されていたということなの

でしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 自治会長さん方への周知の仕方といえますか、内容でございますけれども、その都度会議等を開催してございまして、その中でこの内容については都度都度ご説明をさせてもらっているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 私の地域では、特にそういう感じの説明はあまりなかったという印象で、先ほど言ったように、とにかく修繕費についてはもうこれからは町ではできないだろうから、今回の修繕以降は自分たちで修繕していこうと、そういう意識はあったのですけれども、このそもそもの交付金について、こういうふうに減っていくという、財政が厳しいのはそのとおり分かるのですけれども、7年からはっきり減るという感じが私の地域では、あまり住民には理解されていないのかなというふうに感じましたので、その辺説明はしている、していないという話はここで言ってもどうしようもないのですけれども、どのような感じといたしますか、周知されていたのかなと思うのですけれども、それについては今の説明で、それ以上は質問しません。

次の質問に移りますけれども、令和7年度の交付金が変わるということで、令和6年度の交付金と比べてどのように変わっていくのか、具体的な内容についてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

激変緩和措置期間が令和6年度で終了することにより、令和7年度からの主な変更点は、1点目として、自治会が自らの組織と別の組織に対して補助金や助成金等を支出する場合、一括交付金を充てることはできなくなります。一括交付金は、当初から地域づくり組織自らが直接行う活動経費に用途が限定されているのですが、補助がなくなり、外部組織が立ち行かなくなることを考慮し、激変緩和期間に限り一定の

条件の補助等の継続を認めていたものでございます。

次に、2点目として、旧公民館長謝金に相当する一括交付金、地区集会所運営等支援分、地区集会所管理者対応分になりますけれども、が廃止されます。公民館条例の廃止とともに公民館長謝金の支払い根拠もなくなったわけですが、地域運営上の支障を考慮し、激変緩和措置として交付をしてきたものでございます。

次に、3点目として、一括交付金の地区集会所分を前年度の地区集会所の利用状況に基づく方法に変更します。従来公民館の利用状況にこだわらず、水道光熱費の一定割合を支援してきましたが、地域活動の拠点施設として利用状況に基づいて計算する方法に変更になります。

最後に、4点目として、翌年度の一括交付金の地域づくり組織への内示でございますけれども、地域づくり組織ごとの総額と、そのうち自治活動推進支援分、地域づくり事業分になりますけれども、この2項目だけになります。翌年度に交付される一括交付金額は、2月の行政連絡員会議で各地域づくり組織に内訳を添えて内示してきましたが、地域づくり組織ごとの配分の自由度を上げるために総額と地域づくり事業分の2項目にするものでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 この一括交付金に関しては、議会としても政策研究会を7月に開いておりまして、そのときの資料を基に質問しますし、そのときの資料に沿った説明があるものということで、私も次の質問をしていくのですけれども、今言われたように大きく4点変わるといことなようです。

1点ずつお聞きしたいのですけれども、いわゆる7年度からは外部組織に支出する補助金、助成金は一括交付金を充てることはできないということなのですから、内部組織だったらいいというような話もありました。この外部、

内部のすみ分けは、どのようなところで外部組織なのか、内部組織なのか、どのようなところですみ分けしているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

外部と内部の違いでございますけれども、組織の中にある部会を設けるなどという形を、仕組みをつくっていただければ、内部という形で処理できるものというふうに認識してございます。それが全くその組織になかった別物というものは外部というふうな認識でございますので、例えば老人クラブのようなものであれば、老人クラブの部会のようなものをつくっていただいて、そちらに補助金を交付するというふうなものであれば、内部という形で処理できるものというふうに認識してございます。

議長 高橋宏君。

8番 繰り返しになるのですが、そういうことが本当に説明会で担当課で説明されているのか。さっき言ったように、外部組織には充てられません、そういう説明だけで終わっているのか。いや、内部という方法もあります。それは、地域の中で内部組織という、さっき言ったような部会をつくるというようなことであれば、今までと同じように交付できますよという説明が本当に自治会長さんたちには伝わっていたのでしょうか。その点について。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

先ほどの説明につきましては、前の質問にもございましたとおり、代表者等のお集まりのときに、その詳細は説明をさせてもらっているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 これも言った、言わないというか、受け方のあれなのでしょうけれども、説明の仕方だと思っておりますけれども、今までのやり方ですと交付できないけれども、内部組織をつくることによって今までのように使うことができますよ

というふうな説明をしてもらえれば自治会長さんたちも分かると思うのですけれども、まず最初にできませんよと言われると、いや、どうしようという話になってしまって、実はこういう方法もありますというよりも、今までと違う方式でこういうふうに内部組織という形にすれば交付できますよというような説明をしてもらえれば、もっと地域の対応は違うのではないかなと思うのですけれども、そういう実態が多いので。

続けて質問していきますけれども、2点目の激変緩和措置として交付してきた地区集会所運営支援分、いわゆる公民館長謝金もなくなりますよということで、令和6年度は廃止になりますよ。でも、これも担当課といろいろしゃべっているときに、地域内で決めれば、今までのように地域内で、公民館長さんに今まで謝金を払っていたのに、これから払わないというわけにもいかないから、地域内では払っていきこうということは可能ですよというような話だったので、そういう理解でいいのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今議員おっしゃられたとおり、町のほうの考え方とすればそのとおりでございます。自治活動推進支援分という形でお金が今度はまとまっていますので、その中のやりくりという形で、公民館長さんであったり、集会所の長の方にお出しすることは可能というふうに認識してございます。ただ、活動支援分はその分、割合として減ってくるという部分はあると思いますが、そういう形での支出は可能というふうに認識してございます。

議長 高橋宏君。

8番 長らく、集会所に今変わったのですけれども、どうしても公民館、公民館という言い方が長くて、私の地域でもやっぱり公民館長という言い方のほうがなれ親しんでいて、どうしてもそういう呼び方をするのですけれども、そう

いう中でちょっと言葉がやっぱり難しいのではないかなと単純に思います。地区集会所運営等支援分、地区集会所管理者対応分が廃止されまうと言われると、私もこの質問をするきっかけは、いや、公民館長手当もなくされると、今までそんな話一度も出てこなかったのに、それも減らされるのかというふうな、いわゆるある自治会長さんから話をいただいたのがこの質問になるきっかけなのですからけれども、先ほどから言っているように、最初に廃止しますよと言ってしまおうと、なくなるというイメージが当然その説明の場に来た方々の頭に残ると思います。今まで町では公民館長さんという管理者対応分ということで出していたのですよ。その項目はなくなりますけれども、各地域で支出することはできますよと。支出できる方法のほうを最初に説明して、基本的に町としては項目は廃止されるけれども、できますよということを併せて言っていないと、先ほど言ったようになっていくというイメージばかり持って、町から交付金なくされる、なくされるというふうに言われますので、その辺のやり方、これについても同じ質問になってしまうかもしれないのですけれども、その辺の説明もやっぱり同じくされていたのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

繰り返しになりますが、同じような形で説明はさせてきてもらっております。ただ、その受け取り方として、どうしてもやっぱりなくなる部分が強く印象に残るというものは私でもそうなのですけれども、そういう部分はあるかと思っておりますので、あとお金の考え方として、さっきお話ししたしましたが、全体的な枠組みと申しますか、金額面では、ある程度は維持していきたいというのは所管課としては思っているところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 3点目の地区集会所ごとに地区集会所活動支援分、公民館経費対応等の配分は、令和7年度からは地区集会所の利用状況を基にした算出方法に変更するということですがけれども、この利用状況は結局7年度から交付金を利用状況を基に支援額を算出するとなると、令和6年度、今年度中に、では前の年よりも利用を増やしていかないと、来年からの町からの支援金、交付金が減るから活動していこうよというような話が出て不思議ではないと思うのですけれども、これも私の地域では特に話は出ませんでした。担当課と話したときにも、利用しているところはどこに利用しているのですかという話をお聞きしますと、例えばサロンのB型に取り組んでいるとかということが多々見られます。そうなりますと、例えば今まで取り組んでいないところが新たにサロンに取り組むとか人数が増えるとか、そういうことが起きても不思議がないと思えますし、それがあつ意味町としてもいいことだと思つのですけれども、そういうふうの説明してもらわないと、今までどおりだと減らされるよと、何回も繰り返しになってすみません。減るというイメージが強くて、使ってください、使えば使うほどちゃんと交付金はやりますよと、そういう活動するほうに促すような説明というか、そういう努力といついますか、そういうことを、使ってください、使えば、使用すれば、今まで以上に使ってもらえれば、今までのように支援しますよというような説明が併せてされていたということなのではないでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

利用については、それぞれの公民館といつ申しますか、集会所に対しては、するよつというよつなことはお話しは差し上げてござい申しますが、することよつて金額がぐんと伸びたり減つたりするといつのは確かにそのとおりのことですが、ただ大きな変動がないよつにしたいなと

というのは所管課としては考えてございます。令和6年度の交付の実績を見ながら、その額に、それぞれの公民館、集会所の活動実績があるわけなのですが、その辺を加味しながら、調整もかけながら、全体を調整して大きな変動がないような形で、そして地域活動ができるような形を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 課長答えられたように、活動したからといって倍にも増えるとは、多分それは不可能なことだなとは思いますが。ただ、逆に減らされないうえにも公民館を使っていこうというような機運が地域に出れば、それは先ほどから言っているように当局側としても望む形であると思えますし、住民にとってもいいことです。具体的によく利用しているところの事例などを説明してもらって、こういう活動をしていけば今までと同じような交付金になるので、どんどん使ってくださいというような説明を積極的に行っていたらいいと思います。

4点目の翌年度の一括交付金を7年度からは地域づくり組織ごとの総額と、そのうち自治活動支援分、地域づくり事業分の2項目、今までよりも簡素になるということなのですが、これについてももう少し具体的に説明していただけないでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

これまでは、一括交付金の内訳として地域運営等支援分、これは代表者の分の支援、お金の部分、あとは行政連絡員等事業分、これは行政連絡員さんの分の経費の部分、そして自治会活動支援分として地域づくり部分ということで交付をしてございましたし、地区集会所の運営、公民館長さんであったり、集会所の管理者分の対応分のお金、あとは地区集会所の活動支援分ということで経費の部分で出しておりましたが、これをまとめさせてもらって、先ほどの代表者

の部分、行政連絡員の部分、あとは集会所の利用部分と、あとは支援センター部分の経費の部分をもとめて一括交付金として自由度を高めた、どれに使ってもいいよという形で、今まではちょっとそれぞれの項目でしか動かせなかったのですが、お金の動きを自由度を上げて活動をしやすいとしたというのが大きな部分でございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 この事業に関しては、当初からいわゆる会計の方がなかなか大変で、地域に役場OBとか役場職員とか農協職員など、そういうサラリーマン、通常勤務した方、経理に詳しい方がいないとなかなか難しいというような話がありました。そういう中で簡略化したということではあるのでしょうか。例えば今議会、決算の議会ですけれども、各担当課、歳入の部、歳出の部というふうな大きな項目でまず示されています。各地域でも、町からの一括交付金と自分たちの会費などがいわゆる収入の部分になって、支出の部分でそれを合わせた形でいろんな活動をしていると、そういう報告ではまずいのでしょうか。普通に例えば、いわゆる自分の地域もそうですし、いろんな協議会なんかも、いろんなところから補助金ももらっていますが、それは収入という項目で、それらを合わせた中で支出ということでいろんな活動をしていますよというような説明をしていくのが通常だと思うのですが、この部分でまた通帳が必要とかということじゃなくて、いわゆる住民に説明するのも町に説明するのも同じ資料で、このように活動しましたよという形にはできないのでしょうか。

議長 暫時休憩します。

午前11時09分 休 憩

午前11時12分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

総務課長。

総務課長 お答えします。

ご質問の趣旨でございますが、例えば区の総会等に出されている資料を町に提出することによって、その交付金の内容確認というのができないかというご質問ということですね。町のほうでは、一括交付金を交付した中で、その使い道がきちんと分かるような形であれば問題ないかとは思いますが、その辺はちょっと総会の資料等、町の確認する様式等との調整もございまして、その辺はちょっと今後検討させていただくことになるかと思えます。

議長 高橋宏君。

8番 検討していただくということなので、来年度2月の報告から変わるのか、その次から変えていただけるのか。いずれ会計に関しては非常に地域でも煩雑な部分があるということですので、先ほどから言っているように、ちょっと言葉の難しさとか、あとは廃止を先に言うのではなく、使えるという部分を、やり方次第ではできるという部分も併せて説明していただきたいと思えます。

ちょっと立ち戻ってというか、振り返って申し訳ないのですけれども、先ほどいわゆる公民館長謝金は自分たちのところを出すことはできるよ、その代わり今までの町から来ている管理者分の対応分はなくなっているの、町、地域でそういう手当を出すと、その分は減りますよということは、総額は結局は減るといふふうに考えていいのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

私ども内部といいますか、担当課では、総額はできれば維持したいというふうに考えてございますけれども、それは自治活動の部分として盛り込む、そちらを多くして、その活動を有意義なものにしていきたいというものであって、それを謝金とかに回すことによって、自治活動の容量が減ってしまうのはちょっとということでもありますので、できるだけ維持はしてい

きたいという中での答弁でございました。

議長 高橋宏君。

8番 同じことの繰り返しのような部分になっているので、③の地域づくり計画を作成した場合、加算支給があるとのことですが、具体的な内容について伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

新たな地域づくり計画を作成し、総会で決議した地域づくり組織に対しては5万円の一括交付金を交付することにしています。また、地域づくり計画を作成することを決議した地域づくり組織に対しても、年度内で議決された計画が提出されることを条件に同額の5万円を追加交付することとしてございます。

議長 高橋宏君。

8番 確認ですけれども、地域づくり組織の計画を作成した場合にもらえるのであって、実行する前でも交付されるということではないのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まず、今回は計画策定までということで、実行までは要さないというふうに認識してございます。

議長 高橋宏君。

8番 政策研究会で頂いた資料の中に、地域運営組織を実際に設立、運営する場合の中身または活動例などが出ております。その中で、活動例の中では、生活支援ということで送迎サービス、雪かき、雪下ろしなどということも入っております。そういうことをやった場合、地域運営組織の運営支援として普通交付税も地方財政措置があるというふうなことなのですが、この送迎とか雪かき、雪下ろし等という、こういう活動を見たときに、町では中山間等直接支払制度で加算措置がありますよと、その中で送迎とか雪かきとか、そういうこともできますよというふうに、その中山間のそういう加算、広

域化加算に取り組んでくださいというふうに促していると思うのですが、そういう中でこの中山間と、また地域運営、両方で同じようなことに取り組んだ場合、同じように両方から加算金がいただけるのか、それともどちらか一方だけになるのか、その点について伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

ご質問は、多分地域運営組織という資料の中でのご質問かと思いますが、今ご質問にあるとおり、例えば中山間での交付があった部分と、それ以外の補助金という形の中身だと思うのですが、それぞれをダブルで交付して、事業が例えば3,000円の事業に対して、3,000円、3,000円で6,000円もらう、それは多分駄目なのですが、1,500円、1,500円で3,000円の事業をやるという分には問題ないというふうに認識してございます。一括交付金のQ&Aにもございますけれども、一括交付金はまた別物で、単費、単独の財源でやっておりますので、そちらのQ&Aにも記載してございますが、他の補助金と重ねて1つの事業をやる、こうやることはまずいというふうな内容でございます。

議長 高橋宏君。

8番 中山間のこういう加算ではないのですが、他市町村でこの中山間、農地・水等も関連でしょうけれども、事業等の交付された後に返還とかというような話も出ています。そういう点で、住民は活動に取り組むのはいいけれども、もしかしてそういう返還、しかも遡って返還とかとなると、非常に二の足を踏むというか、そういう部分があると思います。ですので、担当課は違うかもしれませんが、取り組む場合にはどのようにすべきかという部分を説明しながら、中山間については農林課のほうになるのでしょうか、取り組む場合はそういう点に注意して取り組んでくださいというような事前説明などを行いながら進めていただきたいと思いますが、まだ地域運営組

織等はできていませんけれども、現時点でそういうことへの注意というか、そういう認識は担当課ではできているのでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。お答えをいたします。

地域運営組織を運営する場合、中山間地域等直接支払制度の広域化加算に取り組んでいる場合は加算金の変更はあるかについてでございますけれども、現在西和賀町において中山間地域等直接支払制度での広域化加算の取組をしている集落協定は存在しませんけれども、制度の要件を満たしていれば加算金の申請は可能であると判断しております。ただ、集落協定組織ごとに状況が異なると思いますので、その都度農林課のほうに問合せをいただければと思います。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 何度もお話、質問しているのですが、このことについてはどうも町と地域がお金は出せない、いや、もらいたいというような形の綱引きといいますか、趣旨としては、途中で申し上げたように、いわゆる集会所の活動がどんどん活発化すればいいというところだと思います、この事業は。そういうことが十分に住民に伝わらなくて、どうやったら交付金がもらえるか、どうやったら交付金が減らされないかというような、疑心暗鬼ではないですが、活動していくではなくて、その報告のためにどうすればいいかというふうに地域の人々が非常に苦労しているような印象があります。町として、町長、トップとして、この交付金制度自体の今まで担当課とのやり取りあったのですが、説明とか住民理解とか、そういう部分において、もう少し住民の、役場の意図と、あとは住民のそういう考えにずれがないような形で進めていただきたいと思っているのですが、その点について町長としてのお考えがあれば伺いたします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

説明は、私も組織代表会議に毎年出ておりますので、駄目だとか、こういうやり方であれば使いやすいですよという説明はなされているというふうに思っております。ただ、それが、今お話しのように、そういうふうに伝わっていないということであれば、こちらでどうこのよりも、やっぱり伝わっていないなというふうに受け止めるべきであろうというふうに思いますので、それはそのようなことがないように今後も改善していかねばならないと思います。

お話のあるように、やっぱり趣旨としましては、地域で一生懸命活動していただきたいというのはそのとおりでありまして、そこがしっかり伝わるように今後も努力していかねばならないと思います。

ただ、大変恐縮ですけれども、お金ですので、交付金でございまして、そこは端的に言うと領収書がはっきりするような形でやっていただきたいという流れの中で、外部、内部というお話も出てきたのだと思います。外部に一括して老人クラブに補助金交付した場合に、その後どう使われているのかよく分からないという部分があって、それであれば内部にして、領収書が直接経理のほうに出るような形にすればというお話の中で、そういうようなことをしていただければよりやりやすいのではないかなというお話があったと思います。そこもなかなか伝え方がという点で、今ご指摘のところは改善していかねばならないと思っておりますので、その辺はよりそういう方向でやれるようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 町長言われたように進めてほしいですし、やっぱり言葉について、担当課は慣れているかもしれないのですが、地域住民が慣れていない部分で、どうも言葉に惑わされてしまっ

て、どうしたらいいのだろうという部分があると思いますので、住民に分かりやすいような言葉の説明と、あとはこうすれば交付額は減らないよというようなやり方についても事例など示しながらやっていただきたいと思ひますし、一番最後の経理の部分では、地域の総会資料がそのまま使えるような体制を取っていただけるようにこれからも検討していただきたいと思ひます。

次に、教育委員会が所管する施設についてを質問いたします。

町の財政が厳しい中、教育委員会として管理する施設についてなのですが、地域にとって非常に大切な集会所について、町からは財政が厳しくなる中で、やっぱり使われていないところにはそれなりに、使っているところにはそれなりにという交付をしていくという姿勢で取り組むとすれば、同じように痛みの分け合いでもないですけれども、町として持っている施設についても同じように、やはり利用頻度の低いところはそれなりに、利用頻度の高いところはそれだけではない、いろいろな方針があるとは思ひのですが、そういう維持管理を示していただかないと、町民からはなかなか理解を得られないのだろうなという思ひで次の質問をさせていただきます。

先ほど言いましたように、教育委員会で町が管理する施設、大変多くあると思ひますので、全て聞くわけにはいかないのですが、私としては教育委員会が所管する施設として、今後どのような考え方で維持管理をしていくのかということ伺ひます。

①の教育委員会として所管する施設に関し、体育施設、文化施設などどれだけあるのか。また、このうち休止している施設は幾つあるのかについて伺ひます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

きます。

生涯学習課が所管する施設の数及び休止施設についてお答えします。

体育施設につきましては12施設、文化施設につきましては6施設、旧公民館施設については6施設、廃校利用施設が1施設となっております。なお、このうち休止しているのは旧公民館6施設でございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今説明のあった体育施設、文化施設について、どのような利用状況か、具体的な状況について伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

施設の利用状況について、令和5年度の年利用実績を基にお答えをしたいと思います。

最初に、体育施設についてです。湯川体育館108人、湯田農業者トレーニングセンター6,338人、沢内農業者トレーニングセンター5,514人、湯本屋内温泉プール6,776人、太田プール535人、錦秋湖グラウンド1,489人、沢内総合公園多目的広場375人、湯田スキー場618人、志賀来スキー場1,526人、志賀来ドーム6,407人、志賀来キャンプ場49人、弓道場34人となっております。

次に、文化施設についてです。文化創造館銀河ホール6,624人、歴史民俗資料館251人、川村美術館181人、デッサン館144人、太田図書室1,099人、川尻図書室566人となっております。

最後に、廃校利用施設となっているブナの森さそう館については385人となっております。

なお、旧公民館施設につきましては、令和4年度から利用休止となっているため利用実績はございません。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 町も財政厳しい中で、いろいろ町の施設、合併自治体ですので数多く抱えております。今

いろいろ説明あった中で幾つか取り上げて聞きたいのですけれども、湯本温泉プール6,000人の利用ということで、学校の統廃合も言われているのですけれども、そういう中で学校のプールを使わず、この温水プール1つで維持していくような方向なのか、まずその点について伺います。

議長 教育長。

教育長 プールのことについてお答えしたいと思います。現在湯本温泉プールにつきましては、湯田小学校の子供たちや中学校の子供たちが利用しております。湯田中学校には、今空になった使えないプールがありますので、その施設についても何とかしなくてはいけないなというふうに思っているところです。

あわせて、今沢内のほうでは、小学校のほうにプールがありますが、あと太田プール等もあります。中学校のほうは、太田のほうのプールを使わせていただいている現状があります。

今後学校のあり方として、今いろいろ議論されているところで、方向性を間もなく見出すことになると思いますので、それに合わせた形でプール活用をどうするかを検討していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 温水プールについては、数年前9,000万近くで改修しておりますので、まだまだ使える施設だとは思いますが。ただ、たしか県の県営のプール、雫石にあるのですけれども、そのプールについても県のほうでは民間のほうの委託を検討し、もしなければ廃止かもというような話が出ていて、やはり温水プールというのはどこで運営しても、なかなか維持費がかかっていくものだと思います。これからの検討ということなのですけれども、どちらのほうか町にとってよいか、長い目で維持管理も含めた中で検討していただきたいと思います。

次に、スキー場についてなのですけれども、

町には2つのスキー場があります。湯田スキー場がアルペン中心、志賀来スキー場はクロスカントリーが中心というようなイメージがあるのですけれども、一時のスキーブームは去ってきたのではないかなというふうに私は思っております。湯田スキー場の利用者が600人ということで、そんな中でも雪国ですので、もちろん競技に取り組んでいる子供たちもいっぱいいるということは認識しているのですけれども、この維持経費を考えた場合、今後ともこの2つのスキー場は維持していくということでの検討をされているのかお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

今ご指摘のありましたスキー場につきましては、確かに2つあるということでございます。現時点で2つのスキー場についてどのようにするかということの方向性は持ってはいないのですけれども、当然に管理の経費ですとか利用状況を踏まえて検討しなければいけないということでございますので、今の時点では具体的なものは持っていないということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 どちらもスキー場経費はかかると思います。特に私専門ではないのですけれども、アルペンについては、やはり競技している例えば子供たちは町外の大きなスキー場、大会が行われるような大きなスキー場を休みの日は利用している方が多いのではないかと思います。せっかく雪国で、スキー場がないのはという話もあるとは思いますが、一方でそういう子供たちのためには、例えば大きなスキー場のシーズン券を交付していくとか、そういう方法もあると思いますので、併せて検討していただければなと思っております。

文化施設についてお伺いいたします。銀河ホールについても大規模改修が終わって、町では維持していくという方向は出ているというふう

に認識しておりますけれども、利用人数がたしか予算のときには目標9,000人という中で6,000人ということで、これについて利用増に向けてどのような取組をしているのか。

あとは、歴史民俗資料館、川村美術館、デッサン館について、利用人数もですし、入館収入を見ますと、どちらも合わせて4万円弱というような状況だと思います。コロナ禍のときにこのたしかトイレ改修を、1,200万ほど使って改修して、当時の町長に利用収入が3万、4万のところに数千万のお金をかけてという話をしたときに、この地域はかわまち事業等でこれからどんどん利用者が増えていくのだというようなことでの改修というふうに聞いています。まだかわまち事業は完成はしておりませんが、見ますと、あの周辺木も切られて、かなり整備されております。今後ともそういう状況の中で銀河ホール、民俗資料館、川村美術館についてどのような形で維持していく方向なのかお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、順次お答えをしていきたいと思えます。

まず、銀河ホールの利用増に向けた取組ということでございますけれども、昨日から、ちょっと参考までにとということなのでも、ギンガクの学生ということで、大学の学生が来て取組を進めているということでございます。ちょうどこのようなパンフレットを皆様のところにお配りしたかと思うのですけれども、取組を進めておりまして、明日学生による上演をされるわけなのですけれども、明日です。明日上演されるわけなのですけれども、これ今回の夏季合宿ということなのでも、冬季も誘致をするという予定でございますし、それからあと自主事業ということで様々取組を進めているわけなのですけれども、そういったものの取組を通じながら利用増を図っていきたいというふうな考え方で進めたいということでございます。

ます。

それから、2つ目の歴史民俗資料館、デッサン館、美術館の件でございますけれども、今公園の整備というものがされておまして、当然に足を運ばれる方が増えるであろうということでございますけれども、中身、いわゆる歴史民俗資料館にある資料の展示の方法ですとか、川村美術館、デッサン館の貴重な絵画の展示方法ですとか、そういったものを工夫をしていくなから、増えた方が当然足を運んでいただけるようにやっぱり工夫をしていく必要があるであろうと、そういった地道な取組を通じながら利用増につなげていきたいということが今の考え方でございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 川尻については、銀河ホール、今言った施設もあって、また住宅もこれから建設されるということで、西和賀の文化の中心であろうなというのは私も認識しております。質問の趣旨としては、使えるものというか、使わなければいけないもの、そして町の方針として、ここを中心にするという、そういうものにはもちろん経費をかけなければいけないし、使っていないものに関しては同じような考え方というふうにして、住民にも理解していただけるような方針というのを基本にして、これからも事業を進めてまいりたいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時38分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。同僚議員がした質問と同様の質問もあるかと思われませんが、今この時間だけ聞いているという方もおられると思いますので、予定どおり質問させていただきます。当局におかれましては、重複する答弁となる場合もあるかと思われませんが、ご了承ください。

それでは、保育所、小中学校のあり方について質問いたします。

保育所、小中学校、それぞれの検討委員会からの答申が出そろい、地域説明会も行われました。現時点での保育所、小中学校のあり方として町の方針を伺います。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 現時点での町の考え方についてお答えいたします。

学校・保育所のあり方地域説明会を7月30日から6会場で開催しました。その説明会では、冒頭に教育長から、西和賀町教育の現状と目指したい教育内容の説明の後、「年少人口の現状と将来見通し」、「検討委員会の検討経過、出された意見」、「検討委員会の報告書概要」を説明し、その後、現時点での町の考え方について説明をさせていただきました。

まず、町の考えの前に、検討委員会報告書の概要を改めてになりますが、述べさせていただきます。

初めに、保育所のあり方委員会報告の概要になります。(1)、保育施設のあり方についてです。少子化の進行で保育施設利用者数が定員を割り込んでおり、経営は厳しい状況にある。また、どの保育施設も建設から30から50年を経過し、老朽化が顕著である。このことから、現保育施設は統合し、新たに施設を整備する必要がある。

(2)、保育施設の適正な規模及び配置につい

て。町立保育所は、川舟、せんだん、新町の3保育所を統合し、沢内地域の中央部もしくは沢内小中学校の近くに整備する。私立保育園は、湯本、川尻の2保育園を統合し、湯田小学校の近くに整備する。

(3)、保育施設の適正な運営について。保護者のニーズを反映し、充実した保育サービスが提供されること。町は、私立保育園の健全運営に配慮し、継続して連携を図っていくこと。

続いて、学校のあり方委員会の報告の概要になります。

1つ目は、小学校と中学校を一体または隣接する建物に配置させる小中一貫教育制度の導入を視野に検討を望むものです。町内に1校の整備の場合、特に小学校低学年の通学距離が長くなるため、小学校の統合はしない。沢内地区で先行して施設整備に取り組み、湯田地区でも小中連携教育に取り組むことが望ましい。

2つ目は、子育て世代や町外住民に魅力を感じさせる教育を望むものです。保育所や学童クラブを隣接した一体的エリアとして環境整備を図るべき。内装の木質化などデザイン性に優れた建物を望む。一貫教育の特性を生かした特色ある教育実践に取り組むべき。

3つ目は、住民に対する説明機会を望むものです。小中学校や未就学児の保護者を含めた住民に対する説明機会を設け、意見聴取すること。先進事例の研究など十分に検討すること。

4つ目は、魅力的な学校教育等により町を挙げて人口減少対策を望むものです。

以上が保育所・学校のあり方検討委員会の報告書の概要になります。この概要を踏まえまして、現時点での町の考え方について説明させていただきます。

現時点では、保育所、学校ともに両検討委員会の報告書の内容を尊重し、これを町の考えとします。ただし、今回の地域説明会で出された意見や今後行う保育所、保育園、小中学校の保護者との意見交換、学校のあり方に関するアン

ケート等を踏まえ、再度内部で協議し、年度内に改めて町として決定した方向性を示したいと考えております。

今後の協議を踏まえながら、改めて町として決定した方向性を広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

現時点での考えは以上となります。

議長 普本歌織君。

3番 保育所についてですが、今の答申の中にも保育サービスの充実を望むということがあったと思います。これについては、具体的にはどのようなことを考えておられますか。

議長 学務課長。

学務課長 想定される部分のお話になりますけれども、延長保育とか、あと土日、休日の部分の対応の部分、そういった職員の集約することによっての保育サービスの充実面が図られる可能性がありますので、そういった部分の保育サービスの充実を目指していくことになろうかと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 町民の中には、ゼロ歳児保育をやってほしいという声も多いと思いますが、そのことはいかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 申し訳ありませんでした。ゼロ歳児保育の部分も含めた形での検討になっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 では次に、保育所を湯田地区、沢内地区、それぞれ1か所に統合、整備することについてなのですが、施設が遠くなることについての不安、逆に2か所に整備することで財政的な負担になるのではないかなどの心配が地域説明会で出されていたと思います。このことについてはどのように受け止めておられますか。

議長 学務課長。

学務課長 地域説明会での意見についてお答えいたします。

初めに、保育所、保育園を1か所にすることにより施設が遠くなることの不安については、送迎等についての支援をしていきたいと考えております。保育、学校施設の一体的なエリア整備を図る方向性で進めるとなれば、そのメリットを生かしたいとは思いますが、小さなお子さんが対象ですので、バス利用については規制などの課題も出てきます。そのような課題を整理しながら、具体的な方法については今後検討してまいりたいと考えております。

次に、町内2か所に整備することで財政的な負担になるご意見についてですが、町内1施設のほうが財政負担は少ないことになるものの、西和賀町は広域であり、まして小さなお子さんの送迎対応、時間等を考慮すれば、町内2か所が望ましいとの検討委員会報告を踏まえ、町としてもその報告を尊重したいと考えておりますし、2か所の整備であっても、財政的な負担については皆さんからのご理解を得られるものと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 今町内に5か所ある保育施設ですから、それを2か所に整備するとなれば、サービスの縮小ということになりかねないと思います。今課長の答弁にもありましたとおり、送迎の負担なども考えられます。具体的な支援については今後の検討ということですが、そういった今後の検討の段階でも、町民との話合いや意見の聴取が必要だと思うのですが、いかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった保護者の方々のご意見を踏まえながら検討していきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 仮に送迎サービスを町で行うということになれば、保育士の添乗ですとか対応が必要になる可能性が大きいと思います。また、先ほどの答弁にもありましたが、ゼロ歳児保育、休日保育を行うなどは、保育士の皆さんの働き方に関わってくることです。また、今5か所ある保

育所を2か所にするというところで、勤務地の問題などもあると思います。保育内容については、保育士の皆さんの意見を聞くということは課長繰り返しおっしゃっていることなのですが、この勤務内容の問題からも本当に2か所に整備するという点では、保育士の皆さんとの話合いが必要になると思うのですが、その点はいかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 以前も施設整備に当たっては保育士の意見も聞きたいということでお話をさせていただいているところですし、その勤務体制についても保育士さんの皆さんとも意見交換しながら、よりよい形に持っていければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 では続いて、保育所については私立と町立とで、法人と町立で整備するとのことでしたが、地域説明会では町立2園とするべきという意見も出ましたが、このことについてはどう受け止めておられますか。

議長 学務課長。

学務課長 保育所、保育園の運営体制についてお答えいたします。

ご指摘の私立、町立の運営体制の統一については町村合併時からの課題であり、これまでも協議を重ねてきたところです。しかしながら、この課題が解決してからの保育所、保育園施設の整備等を図るとすれば、さらに時間を要することになります。児童数の減少、施設の老朽化への対応、そして今求められる保育サービスの充実等を図るためにも保育のあり方検討は進めたいと考えております。

運営体制については、引き続き私立保育園の運営事業者と話し合ってまいります。

議長 普本歌織君。

3番 町立2園とするべきという意見の意図の中には、町内湯田でも沢内でも同じ質の保育が受けられるようにするべきという考えや、働く

人の待遇を同じくするべきという考えがあると思われま。その点でも検討を進められるということでもよろしいですか。

議長 学務課長。

学務課長 私立、町立であっても、保育サービスの統一というのは当然のこととっておりますので、差が出るようなことはないように努めてまいりますし、そうしていきます。

あと、その違いという部分は、サービス部門にかかわらず差が生じないほうがいいのは確かなのですけれども、職員の待遇についてというか、そこの部分については私立の保育事業者さんの考えもあろうかと思っておりますので、こちらのほうから同じような条件でという部分のことにはならないと思っておりますので、私立は私立の考えがある形で進むものと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、小中学校のほうに行きたいと思うのですが、小中一貫校を検討しているということでありましたが、小中学校保護者への情報提供や意見の聴取はどのように行う予定か、まずお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 小中一貫校の検討についてお答えいたします。

方向性の決定は、令和6年度内に行いたいと考えております。検討委員会、そして町の考えとして示している小中一貫校で進めることになれば、次年度の令和7年度には小中学校ともに小中連携体制の検討を行ってまいりたいと考えておりますし、様々な事例の情報等も収集しながら対応していきたいと考えております。

今後、議会が終わってからになります。未就学児や小中学校保護者を対象とした説明会の開催を予定しております。また、子育て世代を対象に「学校のあり方に関するアンケート」を行う予定としているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 今保護者対象の説明会というお話があったのですが、小中一貫校というのはどのようなものであるか、その場で説明されて、すぐに理解して意見を述べる、いいとか悪いとか考えるということは難しいのではないかと思います。事前に資料を提供しておく、情報を提供しておくということが必要なのではないかと思います。いかがですか。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘いただいた部分で、前もって資料を配付する形で開催できればと思っております。ですので、学校さんとか保育所を通じての配付になろうかと思っておりますけれども、事前配付的な部分で対応したいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 加えて、8月4日に行われた子育て懇談会の際にも参加者から意見が出されていましたが、意見聴取の場づくり、話合いの進め方ということで、当局対町民ではなく、ごつくばらんに意見が出しやすい形にしてほしいという意見が出ていたと思っております。会の場づくりや進め方に工夫が必要であると思っておりますが、改善についてお考えはありますか。

議長 学務課長。

学務課長 子育て意見交換会の部分は、資料説明があつての部分の意見交換ではなかった部分もありますので、自由発言の部分ということになっています。ただ、今回の学校のあり方検討の部分については、やはりこちらのほうから説明したい部分ありますので、そこの部分は丁寧に説明をさせていただいた上で意見をもらう形での説明会にしたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 いずれにしても、意見が出やすいような場づくりというところは配慮が必要なのではないかと思います。

小中一貫校についてなのですからけれども、今町で考える小中一貫校の魅力というのはどのようなものか教えてください。

議長 教育長。

教育長 私のほうから小中のメリットというか、今考えられることとすれば、やはり今それぞれの小学校と中学校のところのギャップだとかあります。その解消のためには、情報交換がスムーズにできること、それから教育の学びについてもスムーズにできるということで、専科の先生を、中学校のほうで授業された先生を小学校のほうにもやって、学び方のスムーズな連携を取れるというのが大きなところになるかと思えます。また、9年間通して隣同士、一緒のところ隣接または一体化のところにあるわけですので、9年間を通して総合的な学習の時間、すなわち私としては西和賀の資源を最大限活用した授業づくりをしていきたいなと思えますので、そこ辺りを連携し、さらにそれをまた高校につなげるというメリットが十分考えられると思っております。

また、保育所が近くにあることによって、送迎とか保護者の集まりだとか、そういう面についても非常に良好な関係ができると思えますし、また給食等についての運搬についても非常にメリットがあるのかなというふうに考えているところです。

まだ多々あるかと思えますが、これからも一緒に考えていただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 人数が少なくなってきたから小中一貫校にするのではなく、小中一貫校にすることによってどういう魅力的な教育ができるのかということ町民と共有しながら進めていくことが大事なのかなというふうに思っています。

次に行きます。教育施設の整備場所についてです。検討はどのように行う予定か、お願いします。

議長 学務課長。

学務課長 教育施設整備場所の検討についてお答

えいたします。

現時点の予定としては、整備場所の検討は令和7年度に行うことを想定しております。

湯田地区は、保育園を湯田小学校の近くに整備する方向性であり、将来的に湯田小学校付近が教育施設整備の場所になると想定されますので、整備場所の検討は沢内地区が対象となります。

あくまでも現時点での考えになりますけれども、保護者代表や学校関係者、有識者等による検討会議を設け、意見を聞いた上で案を示し、地域説明会を行うことができればと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 その場所を決定するに当たっての町民の意見、どのように取り入れる予定なのかを教えてください。

議長 学務課長。

学務課長 繰り返しの答弁になってしまいますけれども、まず初めは代表者、保護者の代表とか、あと学校関係者とか有識者の方々に集まっていたいただいて検討会議をして、そこでまず意見をいただいた形で、町としての考えを示していく形で地域説明という流れで考えているところです。まず実際には地域説明会の部分でご意見をいただけるものと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、今のところの建設、運用のスケジュールについてお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 今後のスケジュールについてお答えいたします。

あくまでも現時点での見込みとなります。まず保育所ですが、令和6年度は町立、私立とも方向性の決定となります。令和7年度は、町立、私立ともに統合体制検討、準備に入るとともに、私立保育園については新保育園の建設設計を、町立については学校も含めた建設計画策定に着手したい考えです。令和8年度は、新施設は完

成していませんが、先行した形で町立、私立とも統合体制を開始、私立保育園については建設に着手。令和9年度に私立の新保育園完成、供用開始、町立保育所は建設に着手。令和10年度に町立保育所完成、供用開始を見込んだところでは。

続いて、学校ですが、令和6年度は保育所と同様に方向性の決定。令和7年度は、沢内地区の整備場所の検討、決定、建設計画策定をしたい考えです。令和8年度に新校舎建設計画に着手。令和9年度に新校舎建設。令和10年度に新校舎完成、供用開始を見込んでいます。

沢内地区については、保育所、小中学校の一体としたエリア整備を想定しており、保育所、学校とも令和10年度の供用開始を目指したいと考えています。また、湯田地区については、湯田小学校の近くに保育園を整備し、令和9年度供用開始を目指したいと考えています。あくまでも現時点での予定でありますので、今後の協議等により変更もあり得るところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 保育所、学校ともに1年次の、今年度の方向性の決定というのは具体的にどこまで決めるということかを教えてください。

議長 学務課長。

学務課長 先ほど検討委員会報告の部分の考えを町の考えとして示しているところですので、その考えで、まず方向で進んでいいかという部分になろうかと思っています。

まず、保育所については、町立保育所は川舟、せんだん、新町、3保育所を統合して1施設、そして湯田地区においても湯本、川尻、統合して1施設という部分、あとは学校については、小中連携の形で進めていいかというところが主な内容ですので、その部分の方向性の部分決まれば、次、建設場所とか、そういった部分の流れになっていくものというふうに考えております。

議長 普本歌織君。

3番 もう一つ、今のところで、保育所のほうの3年次、令和8年度の統合体制開始についてですけれども、あくまで統合が決まればということだと思いますが、新施設の完成を待たずに現在の施設で、湯田であれば湯本か川尻の保育園、沢内であれば新町かせんだんか川舟の園舎、いずれかでの保育を始めるということでよろしいですか。

議長 学務課長。

学務課長 そのとおりです。場所についてはまだ決まっていないのですけれども、いずれかの施設で先行して統合体制を取りたいというふうに考えております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、次に行きます。教育環境のあり方は、まちづくりの方向性がある、それに沿って整備されるものと考えますが、次期の総合計画と同時進行で進むスケジュールとなっています。町長にお聞きします。今後の総合計画と町政運営において、教育環境のあり方をどのように位置づけるお考えでしょうか。

議長 柿崎教育長。

教育長 ちょっとまず私のほうから、どのように位置づけるかということでお話しさせていただければと思います。

今後の総合計画等への位置づけについてお答えしたいと思います。今回の地域説明会においても、町政懇談会を併せて開催し、今後策定する第3次総合計画についてもご意見をいただいた場だと思っています。

まちづくりにとって魅力ある教育環境づくりというのはとても大事で、必須だと思いますし、特にも子育て世代にとって教育環境は、これからも長く住む方々、それからまた移住先として考えられる方々、選択する方々には大事な、重要な要素の一つであり、町の将来を左右する要因ともなるというふうに言えると思います。

小規模だからこそできる教育、子供たちへの

学習の充実、地域資源を生かした独自の教育展開を図り、また保育所、小学校、中学校の連携をメリットとした教育環境整備を進めることで町の活性化につなげ、町民一人一人が郷土のよさを感じられるまちづくりを目指すことを総合計画等にも入れていきたいなと思います。

なお、ここに資料がありますけれども、これは未来を考えるため、団体がありますけれども、ちょっとお待ちください。西和賀の子育てと教育を考える会ということで、私も原稿を頼まれたりして、私設のものなのですが、こういう方々、それからわらびのもりというふうなことで、こういう方々もそれぞれ教育に関して、町とはまたちょっと違った視点で話合いが行われたり、教育実践が行われております。そういう方々と連携することで、よりよい教育環境をつくれるものだと思いますし、そういう協力を仰ぐことについても総合計画の中に入れつつ、よりよいものを目指していけたらというふうに考えているところです。

私のほうからは、まず以上でございます。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

教育のあり方、そして町の目指すべき方向につきましては、今教育分野につきましては教育長の話したとおりでありますし、私もその線でやっていきたいと、連携を取ってやっていきたいというふうに思っております。

また、まちづくりにおきましての非常に大きな事項であるという部分はお話のとおりであります。ただ、総合計画の立て方につきましては、再三私の姿勢として申し上げておりますように、積み上げでやっていきたいというふうに思っておりますので、今回関わるご意見をお伺いしながら、どのような方向で持っていったらいいかも含めまして、そういうやり方で策定に臨んでいきたいというふうに思っております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは次に、保健センター等の整備に

ついて伺います。

以前から保健センター、子育て支援センターの整備については町民からの要望が大きく、特に子育て支援拠点の整備は第二期子ども・子育て支援計画の中にも盛り込まれており、町の検討課題になっていると認識しております。保健センター、子育て支援センター整備について、現在の検討状況をお聞かせください。

議長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 保健センター、子育て支援センターの整備検討状況についてお答えいたします。

保健センター等の整備について、必要とされる施設の機能や規模の検討を行うとともに、「西和賀町保健・子育て・包括支援拠点施設建設基本構想」の策定に取り組んでまいりました。

8月23日に開催した西和賀町健康づくり推進協議会において、この建設基本構想案を示し、ご意見等を賜った上で、基本構想として策定したところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 では、整備が検討されている施設は、どのような機能を持たせる見通しかお知らせください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

保健センター等の施設整備については、今後建設に向けて取り組むこととしております。

保健センター等の施設の機能としては、主に3つの機能を併せ持つ施設として考えております。

1つ目は、乳幼児健康診査や特定健康診査等の健診事業や、健康相談などの保健サービスを提供し、住民自らが取り組む健康づくりの活動支援や活動の場を提供する保健センターとしての機能です。

2つ目は、妊娠期から子育て中の家庭が安心して訪れることができ、子供たちの健やかな成

長と発達につなげることも家庭センターとしての機能です。

3つ目は、様々な保健サービスや制度のはざまにあって、日々の生活の中で生きづらさを感じている複雑化、複合化する課題へ対応する地域包括支援センターとしての機能です。

また、近年の公共施設は、交流できる複合施設として整備される傾向にあることから、例えばエントランスホールなどに交流の機能も取り入れたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 施設整備や事業内容などの検討は、どのようなスケジュールで進める予定か、今のところの予定を教えてください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 今後のスケジュールについてお答えいたします。

今年度は、有識者の助言をいただきながら、建設基本計画の策定を予定しております。建設基本計画は、建設基本構想をベースに、施設の機能や規模、建設場所など、より具体的な内容とするものです。

また、令和7年度には基本・実施設計、造成工事を、令和8年度に建設工事の着手を予定しております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 子育て支援機能は、町民の中にも待っている方がたくさんおられる機能だと思います。自由に子供を遊ばせられるスペースや保護者同士の交流スペースについて、様々な機会を通じて町民からも要望が上がっていることと思います。検討の予定はありますか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

子育て支援機能として、自由に子供を遊ばせられるスペースや保護者同士の交流スペースの要望については、町内の子育て世代の保護者の

皆様から様々な場面で寄せられていることは承知しております。

これらは、新たな施設の機能として重要な要素であり、施設整備に組み込む方向で検討しているところです。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 この計画が実施されると喜ばれる方もたくさんいると思います。未就学のお子さんをお持ちの保護者の皆さんからは、西和賀に子供を自由に遊ばせられるスペースがないので、近隣市町に出向いて子育て支援施設を利用しているという声も聞かれます。町の施設にこういった機能があることは、安心して子育てできる条件の一つと言えると思います。

室内の遊び場と同時に、屋外で十分体を動かしながら遊べる固定遊具があるような遊び場、こちらは特に沢内地区でニーズが高いと感じますが、屋外の遊び場を整備する考えはありますか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

現在のところ、保健センターの建物の計画で、今お話ししましたような形で進めさせていただいております。それに関係して、いろいろお話ありますように、各分野あるいは方々から今のようなご意見、ご要望等も伺っているところがございます。一緒に整備ということが、なれるかどうかは別ですけれども、追って建設予定している場所、あるいは西和賀という自然を生かした環境、そうした中で屋外でのそういう場所というような必要性は感じているところがございますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、検討されている施設に産後ケア機能としてのスペースや産後ケア事業の検討はされているかどうか教えてください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

産後ケア事業については、現在助産師に保健師が同行して居宅に訪問を行うアウトリーチ型で実施しております。また、悪天候などにより居宅に訪問できない場合でも、オンラインにて助産師や保健師と相談することができる体制を整備しております。

保健センターの整備に合わせて産後ケア事業の検討はされているかというご質問についてですけれども、国が示している産後ケア事業として、利用者が日中、施設に通所して産後の支援を受けるデイサービス型や、病院や助産所等の空きベッド等を活用し、短期間入所させて休養する機会を提供するショートステイ型がありますが、これらの産後ケアに関し、近隣市町村の状況を参考にし、保健センターの機能に盛り込む内容や広域的な産後ケア事業を検討しております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 こちらの施設、機能面や建物の仕様、事業などについて、限られたスペースと事業内容になるとすれば、町民のニーズがどこにあるかという視点はとても重要になってくると考えます。町民の意見をどのように取り入れる予定かお知らせください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

機能面や建物の仕様、事業などに対する町民の意見については、建設基本計画の策定の際に、8月に開催した子育て意見交換会のような直接ご意見をお聞きする場や、パブリックコメントの実施を検討し、広く賜りたいと考えております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 ぜひそのように進めていただければと思います。

では、次の質問に行きます。マイナンバーカ

ードと健康保険証の一体化についてです。

政府は、この12月で現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとの一体化を進めています。このことに関する町の業務について伺います。

まず1つ目に、マイナンバーカードの町民の取得率はどれくらいかお知らせください。

議長 町民課長。

町民課長 町民課のほうからお答えしたいと思います。

マイナンバーカードの取得率というご質問ですけれども、全国共通で一般的に把握している交付率というものがございまして、こちらの数字でお答えします。

令和6年7月末現在で75.4%でございます。

参考までに、申請された人の割合、申請率は85.1%となっております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 2割以上の方は持っていないこととなります。もともと任意であるはずのマイナンバーカードの取得ですが、健康保険証との一体化を進めるなど政府のやり方は強制に近く、このことには強く抗議するものでありますし、6月議会において健康保険証を残すことを求める請願を全会一致で採択したところでもありますが、町においては町民に混乱がないよう事務を進めてくださっていると認識しています。

町の事務として行うのは、国民健康保険についてだと思います。国民健康保険の加入者のうち、どれくらいの方がマイナンバーカードに保険証をひもづけしているか教えてください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 マイナンバーカードとのひもづけについてお答えいたします。

国民健康保険の加入者のうちマイナンバーカードに被保険者証をひもづけている方は、6月現在で約6割となっております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 健康保険証ですが、国で12月2日で健康保険証の新たな発行を行わないことを周知しているため、これを健康保険証の有効期限と勘違いしている人もいるようなのですが、手元にある保険証、いつまで使えるものになるか教えてください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 被保険者証の有効期限についてお答えいたします。

国民健康保険被保険者証は、加入者に対し7月に発送しており、現在お手元にある被保険者証は令和7年7月31日まで使用することができます。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 国保の加入者でマイナンバーカードを取得していない人、マイナカードと健康保険証をひもづけしていない人のための資格確認書は、対象者全員に発行する予定ということでしょうか。先ほど確認したひもづけしている約6割の方以外、その方々に申請なしで発行するというのでしょうか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 資格確認書についてお答えいたします。

国民健康保険の加入者でマイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードと被保険者証をひもづけしていない方に対しては、資格確認書を交付いたします。

資格確認書には、氏名、生年月日、被保険者番号、負担割合等が記載されており、その資格確認書で医療機関の受診が可能となります。資格確認書は、加入している方本人から申請をする必要がなく、来年の有効期限が切れる前、7月に町から対象者に対して一斉交付する予定としています。

12月2日からは、国民健康保険の被保険者証は交付されなくなりますので、新たに加入する

場合は、これまでどおり役場窓口での加入手続きをしていただき、その際にマイナ保険証を所持していない方には資格確認書を交付する予定としております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 国の運用指針の中にオンライン資格確認等に不安がある高齢者や障害者には、マイナ保険証を持っていても申請により資格確認書が発行されるとありますが、町でもそのような運用ということでしょうか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 国の運用と同じで、申請によりマイナ保険証の解除申請をしていただき、資格確認書を交付する予定です。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 では次に、資格確認書発行のためのシステム構築は進んでいるのかどうか、また発行までのスケジュールはどのようなものか教えてください。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 資格確認書発行のためのシステム構築についてお答えします。

資格確認書発行のためのシステム構築は、国民健康保険中央会で進めております。国民健康保険中央会から令和6年10月末をめどに、岩手県国民健康保険団体連合会を通じてシステム改修の内容が示され、12月から運用できるよう市町村で確認作業をする予定です。

資格確認書については、7月の国民健康保険の一斉交付の際にチラシを同封しておりますし、町のホームページにも掲載しております。今後も広報等を活用し、お知らせしてまいります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、町立西和賀さわうち病院において、健康保険証とマイナカードの一体化についてどのように利用者に説明しているか教えて

ください。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

西和賀さわうち病院では、医科については令和3年3月より、歯科については令和5年1月よりマイナンバーカードによる診察受付を開始しているところでございます。

マイナンバーカードで受付をする際には、健康保険証をひもづけする必要がありますが、実際にひもづけされていない方もいらっしゃいます。その場合は、病院に設置しております受付機でもひもづけすることができますので、希望する方にはその旨を説明しているところでございます。

現在利用する方も増えてきたこともありまして、午前中の受付が多くある時間帯に職員を配置して、利用のサポートを行っているところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 他地域の例ですが、新聞報道などによると、医療機関や薬局においてマイナンバーカードと健康保険証のひもづけがないと利用者の不利益になるという説明が行われ、つまりマイナンバーカードの取得の強制につながるような説明をしている事案が発生し、トラブルに発展しているという例もあることです。言うまでもなくマイナンバーカードの取得は任意であり、強制されるべきものではありません。町立病院では、そのような事例は起きていないということによろしいですか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

現在のところは、そのような問題は起きていないと認識しております。

議長 普本歌織君。

3番 今後も利用者の目線に立った説明が必要であると考えます。

町立病院において、現行保険証廃止後、利用者の受診、会計等の手続に変更点はありますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

現在の保険証の新規発行が終了した後も、マイナンバーカード、あとは資格確認書の提示によりまして、これまでと変わらず受診のほうはできますし、会計等の手続等にもこれまでどおり変更はございません。

議長 普本歌織君。

3番 確認ですが、後期高齢者保険証も廃止され、マイナンバーカードもしくは資格確認書の受診ということによろしいですか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

後期高齢者医療においても、マイナンバーカードを持っている方はマイナ保険証で、持っていない方については資格確認書で受診いただくこととなります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 具体的にちょっといろいろ教えてほしいのですが、子ども医療費受給者証については、マイナンバーカードもしくは資格確認書と一緒に提示するということがよろしいですか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

子ども医療費受給者証については、受給者証を資格確認書と一緒に医療機関に出していただくこととなります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証についてはいかがですか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

後期高齢者医療も国民健康保険も、マイナ保険証を持っている場合は限度額認定証等の提示は必要ないです。ただ、資格確認書の場合は必要です。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 老人医療費受給者証については、いかがですか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

老人医療費受給者証についても、今までどおり病院の窓口で示す必要があります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 マイナンバーカードと保険証をひもづけしている人には、資格情報を通知するお知らせ、A4の用紙が保険者から送付されていると認識していますが、カードを持たず、この用紙で受診することはできるのですか。

議長 健康福祉課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

資格情報のお知らせは、マイナンバーカードを持っている方に12月2日以降にお出しするものですけれども、そちらのほうでは病院を受診することはできませんので、病院を受診の際はマイナ保険証で受診していただくことになります。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 このように町民にも大変な心配、不安ですとか、医療現場にも大きなご苦勞をおかけしているマイナンバーカードと保険証の一体化であります。町の職員の皆さんにも多大な勞力をおかけしているところだと思います。しかし、町においては、町民に不安、不便、ひいては受診控えにつながるということのないように事務を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

かなり大きな取組の過程にあると思います。その過程において、今のようないろいろな対処すべき事項があると思います。それにつきましては、ご指摘のとおり住民の方々がより円滑に進むように対処してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 普本歌織君。

3番 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

ここで2時5分まで休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6番 6番、唐仁原俊博です。今回の定例会最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。まず、地域おこし協力隊についてです。現時点での地域おこし協力隊の受入れ状況について教えてください。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

現在の地域おこし協力隊の受入れ状況についてであります。昨年度末時点で本町には5名の隊員が在籍しておりましたが、そのうち2名については今年度6月に任期満了で退任しております。一方、今年度は5月に1名、6月に2名、8月に1名の計4名が新たに着任しており、今日現在で本町には7名の隊員が在籍しております。

トピックとしては、5月に着任した隊員は、本町で初めての外国人の地域おこし協力隊員として活躍してもらっております。

今年度は、なお募集を行っているところですが、今のところ応募や相談を受けているという話は担当課では把握しておりません。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。初めての外国籍

の隊員の方ということで、バラエティー豊かになってきたのかなというふうに感じております。

応募が今のところ今年度はないということでしたけれども、昨年度の募集に関する事業の総括、それからそれを受けて今年度変更した点などありましたら伺いたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集につきましては、昨年度初めて業務委託を行って取り組んだところであり、委託先は、他自治体での実績を有している一般社団法人でありましたが、昨年度この法人と委託契約を行った時期が12月と遅かったこともあり、十分な時間がない中で、ウェブによる募集プロモーションや個別相談会、東京でのトークイベントの企画運営、オンラインでの採用説明会などを実施し、これらに参加した方の中から今年度3名の方に応募いただき、採用に至っているところであります。一定の成果は上がったところではありますが、採用に至らなかった募集枠も多く、練り直しが必要になっております。

今年度も同じ法人に業務委託を行っており、昨年度の実績、反省を踏まえて、より効果的な募集のあり方を話し合っていくことにしております。

なお、募集方針に大きな変更を加えるということはありません。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今お話がありましたけれども、応募がない枠もあったということです。ほかの自治体の地域おこし協力隊の募集なんかを見ていると、見せ方というか、募集内容だけでなく、見せ方の部分にもいろいろ工夫しているなど感じる場所があるので、そういう部分は大いに見習っていかなければいけないのではないかなと思っています。

あわせてですけれども、町からこういう枠をつくって募集するという以外で、こういうこと

を西和賀でやりたいのだけれどもというふうに例えば企画が持ち込まれたりとかした場合、どういうふうな対応を行っているのでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まずは、お話を伺ってみて、その後で対応を町の内部で協議していきたいと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。地域おこし協力隊という制度自体がまだ広く一般に知られていないとまでは言えないのかなと思っていて、なりわいになるようなとか、収入があるのであればこういう過疎地において何かやってみたいなど思っている人というのはいるのかなと思いますので、そういうところに届き得るような募集事業になればいいのかなというふうに思っております。

地域おこし協力隊について言うと、先ほどギンガクの話が出ていましたけれども、昨日から6日までの合宿プログラムが今銀河ホールで行われていますが、ギンガクを中心に運営している人たちも元地域おこし協力隊ですし、それから私自身、元地域おこし協力隊なのですけれども、新しいものをやるための決死隊というか、こういうことをやりたいと思って来る人に対して町が門戸を広げるのに最も適した枠ではないかなと思っていますので、今後も活用していただきたいと思っております。

次に行きます。地域運営組織についてです。今回の一般質問でほかの同僚議員からもいろいろ話が出ていますけれども、まず町として地域運営組織をどのようなものとして捉えているか。現在の自治会とか協議会との違いというのがどういう部分にあるのか、これを伺いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

地域運営組織は、総務省が定義しており、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中

心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」とされています。

町としても同様の考え方であり、「地域住民にとって組織され、住民によって作成された方針や地域づくり計画に基づき、住民が主体となって地域の課題解決のために活動を続ける組織」というふうに考えてございます。

現在の自治会や協議会は、「方針や地域づくり計画」の作成や、「地域の課題解決のための活動」の面で、地域運営組織と言うには不十分というふうに現在考えているところでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今のお話で考えると、現在の自治会とか協議会というのは、どちらかという地域での催事であるとか、時期的なもので言えば敬老祝賀会とかがあったりしますけれども、そういうものをやるのが目的の一つになっているのかなというふうに私は考えています。なので、それとはまた別なのだよということを国としても町としても認識しているということよろしいですね。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

議員おっしゃるとおり、地域運営組織というのは、それぞれの組織体が力を合わせて地域の課題を解決していくものというふうに認識してございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。なので、これまで自治会とか協議会とか名前がちょっと違ったりかしますけれども、それぞれの住民の組織が地域でやってきたことと違うこともやっぱり地域運営組織が担っていかないといけないということなのだろうと思います。

町としては、地域運営組織を立ち上げていこうという方針でこれまで取り組んでいると思いますけれども、その組織の立ち上げ、また地域

づくり計画策定に関して、現在の町の状況、それからそれに対する評価というのをどのようにしているかというのを教えてください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町では、地域づくり組織条例を制定し、集落支援員による人的支援、地域活動の拠点となる地区集会所の修繕等、組織規約の作成や見直し支援、地域づくり計画を作成した場合の一括交付金の交付などによって地域運営組織の立ち上げを支援しているところでございます。

現在の地域づくり計画策定に関する町内の状況は、川舟自治協議会が地域づくり計画の作成を総会で決議したところであります。作成委員会を立ち上げて、住民アンケートの実施や住民による意見交換会を実施したというのが現状でございます。地域からの要請によって、集落支援員も支援に入りながら進められているというのが現状でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 今川舟の自治協議会の話が出ましたけれども、これはほかの地域に先駆けてだと思のですが、総会でやっていこうというふうになったのは何でかというのはご承知ですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今お話ししたとおり、町のほうでもいろいろ支援はさせてもらっていますが、地域のほうでもやっぱり必要だというふうな認識の下に立ち上げが進んだというふうに認識してございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

次の質問に行きたいのですが、地域運営組織に関してなのですが、行政の考えていることというのが地域に対してうまく伝達されていないのではないかなというふうに考えています。というのも、これは先ほど質問でお尋ねしましたけれども、これまでにやっていないことを地域のほうにやってくれということと言っ

ているわけで、何をやらなければいけないのか、そしてなぜやらなければいけないのかという部分がなかなか伝わっていないのであろうというふうに考えています。意思疎通の点で入念に行われているかどうかということに関して、どのように認識されていますでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

地域づくり組織条例の基本は、町と地域づくり組織は、住民のために協働する対等なパートナーということであり、町から地域に何かをしてもらうという考え方は異にしてございます。

自治会が真の地域づくり組織である地域運営組織になるためには、地域住民が現状のままでは将来にわたって地域を維持できなくなるかもしれないという具体的な「気づき」、これが最も重要な起点になるものと考えております。住民が集まって地域の現状や今後に向けての課題について話し合う機会が圧倒的に不足しているというのが最も大きな問題であって課題であると考えております。町としても話合いの機会が増えるように今後とも促していきたいというふうに考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 住民自治組織というか、現在の自治会とか協議会とかの中での話合いというのもそうだと思いますし、あとは行政と住民との関わり合いというのも現状よりもっと増やしていかないといけないのではないかなというふうに思います。

先ほどの宏議員ですか、説明の仕方がまずいのがあったのではないかとかという話も、もちろんそれもあると思うのですが、そもそも現状、圧倒的にコミュニケーションが足りていないのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

先ほど宏議員さんからもお話あったときにも、

ちょっと課題として上がっておりますけれども、やはり説明する場におけるコミュニケーションも含めてなのですけども、確かに不足している部分はあったのかなというふうには思いますので、今後はその辺十分に気をつけながら対応していきたいというふうに思います。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。住民の講座、町民大学ですか、住民自治組織についてというのもメニューにありますよね。あれは、これまで利用されたことというのはあるのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

出前講座のほうにメニューとしてはありますけれども、ちょっと利用の状況についてはデータを持っていませんけれども、メニューのほうにはあるということでございます。

以上でございます。

議長 今のは関連質問ですよ。質問事項にないのは控えてください。

唐仁原俊博君。

6番 コミュニケーションという、コミュニケーションの量というのでちょっとお尋ねしました。追加でした。失礼しました。

個人的には、私が住んでいるのが上野々ですけども、上野々でもちょっと出前講座とかをやってみようかなというふうに考えていたりします。それから、まちづくり懇談会ですか、町長を呼んでの話とかも制度的にあるので、そういうものも活用していきたいと思っておりますけれども、いずれにせよ、恐らくなかなか意思疎通がうまくいっていないというところを起点に考えていかないと、何かお互いがお互いにこういうことを言ったのにやっていないとか、言われてもないことをいきなり言われたとかというふうになってしまうのではないかなと思うので、今後生かしていきたいということなので、そこは期待したいと思います。

ちなみに、この地域運営組織については、議

会としても課題感があって、昨年度その視察のために宮城と山形に行ってまいりました。議会だよりの73号に載っていますので、これをお聞きの方は1度見直していただけるといいかなと思っています。

次の質問に行きます。学校・保育所のあり方地域説明会について質問する想定だったのですけれども、ほかの議員からの質問で大分聞きたいことが聞けたかなと思います。

あわせて、今日付で学校・保育所のあり方地域説明会と町政懇談会での意見、質疑応答の公表というのがホームページに出ていましたので、町民の方にも、参加していない方にも伝わる形になったかなと思います。それに対しての受け止めも先ほどの質問で聞けたかなと思いますので、ここに関しては飛ばしたいと思います。

次に行きます。行政からの情報発信についてです。保育所や学校のあり方について町内で議論が進んでいるわけですけれども、これまで教育委員会内で行った議論とか、その際に参考にした事例について、可能な限り情報をオープンにしたほうが、町内での議論というのがより充実して、よりよい将来につながるのではないかなと思っています。これは、その説明会するときとかにも出していただいているのですけれども、恐らくそれは一部であろうと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長 教育長。

教育長 情報発信についてお答えさせていただきます。

まず、議員さんがおっしゃったように、今回の地域説明会でのご意見等は町のホームページに掲載させていただいたところです。

先ほどから言われている途中経過の資料だとかというのは出したいところもやまやまなところもあります。ただ、教育委員会内部での議論内容を、そこの発信の仕方ですが、誤解を生じる危険性もあるということで、ちょっと足踏みをしているところがあります。そういうところ

をクリアしていきながら、いずれ協議の過程だとか様子だとか、そういうものを、必要な情報を発信する努力は今後していかなければならないという認識でおります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 今答弁いただいたみたいに、何らかの情報を出したときに恐らく誤解というのは生じてしまう余地があるのかなと私も思います。例えば単に事例を紹介しているだけなのだけれども、こういうものをつくる気なのだなというふうに誤解されたりとか、あるいはこういう方向に誘導したいのかなと思われたりとかということはあると思うのですけれども、恐らくなのですが、このぐらいの規模の町で統合して2つにするとか、あるいは小学校、中学校を一貫でやるとかという決断をする自治体というのはまだ早いほうだと思うのです、全国的に見ても。そこでどういう議論がされているかというのは町民にとっても多分有益な情報だし、今後全国的に見ても、こういう議論があったのだということが外に出ることはとても有益なことなのではないかなと思います。誤解を招かないよう私も協力したいのですけれども、何か具体的に検討していけないものかなと思うのですが、いかがですか。

議長 教育長。

教育長 議員さんも情報発信のときは非常に苦勞なさっていることかと思えますし、今SNSで、LINEにしても何にしても誤解が生じて炎上してしまうというふうなこともあります。これは十分考えなければいけませんけれども、ちゃんと、よりはっきりとこれは誤解が少ないなものについては、やはりその基準というのをつくっていかねばならないと思いますけれども、可能なところで発信ができればいいかなというふうに思っているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。これまでも同じような質問というのを議場でさせていただいて

いますけれども、というのが情報格差といえますか、住民の中でもこういう議論があつてとか、よそでこういう事例があつて、うちの町はこういう選択をしたのだなというふうなのが分かるのか分からないのかというので、やっぱり気持ちの部分からして結構違いが出るのかなと思いますので、検討を進めていただければと思います。

次の質問なのですが、保育所や学校のあり方の説明会というか、町政懇談会の場で意見が出ていて、とてもいいなと思ったのですが、スーパーマーケットで掲示されるようなお客様の声みたいな、ああいう感じでの行政と住民のやり取りができればいいのではないかという声が出ていました。町が抱えている課題を協働によって解決していくぞというのがまちづくり基本条例にも掲げられていますけれども、そのためには信頼関係が欠かせないと思っています。先ほどの自治組織に関してもそうですけれども、行政と住民とのやり取りというのが量、質ともに多分高めていかなければいけないのだけれども、もう一個機会というのもあると思います、頻度といいますか。こういった形での声、意見のやり取りというのができないものか、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

行政と住民との信頼関係構築のためにやり取りの機会を増やすべきだというご提案については、そのとおりであろうと思っております。現状でも様々な機会や手段がございますが、これらが効果的に機能しているのか、どうあればよりよい対話が生まれるのかということなど、ただいま議員からご提案いただいたことも含めて、広聴広報における課題として改善に努めてまいりたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。こういうちょっとした情報だけでも、やりましたと言うとか、

ちょっとした情報だけでも、これについてこういう声をもらったけれども、できませんでしたと言うことが重要だろうと思うのが、全く動いていないわけではないよと、やれることに関してはやっていますよということ、それが見えることで住民のほうも、これについては動いたのだなということが分かるというのが1つあるかと思います。

もう一つが、やってくれないとかという、行政にこれ言ったのだけれども、やってくれないというときに、そのできないというにも幾つか段階があると思っていて、人員不足でできないとか、あるいは能力の限界を超えているのでできないとかというのもあると思うのですが、そもそも法律上できないとか、そういうこともあると思うのです。そういう何でできないのかとか、なぜやらないという判断をしたのかとかということもどんどんオープンにしていけないといけないと思っていて、それを大々的にやるよりも、こういう意見が寄せられましたけれども、こういう理由でちょっと手をつけません、手をつけられませんというふうな情報公開というのも重要なのではないかなというふうに思っています。そのできないとか、やれなかったというだけ言われるのではなくて、その理由も添えてということ。その理由も添えられたときに初めて、ああ、だったらこういうことを一緒に解決していけばいいのだなというふうに住民のほうも考え方が変わるのではというふうに考えます。

なので、できる限り双方向のやり取りができるような何かというので検討をしていただければいいのですが、難しい部分というのはあるのは分かりますけれども、検討を続けていただければと思います。

次の質問に行きます。グランドデザインについてです。グランドデザインという横文字が分からないという声もあったようなので、私としては何か大きい計画ぐらいの意味で前回も使っ

ておりました。前回の6月の定例会のときに、このグランドデザインについて質問しましたが、そのとき町長から答弁があったのが、従来型の総合計画の様式にとらわれない新たな様式でやっていきたいということであったと記憶しています。8月に町政懇談会も開催されました。ただ、やっぱり新たな様式、どういうものやっていくのかということに関しては、行政としても住民としてもあまり今頭の中にはっきりした形があるものではないのかなと思っています。この新しい形でということも含めて、グランドデザインをつくっていくに当たっては、行政の意識も変える必要があるのではないかなというふうには私は感じています。

その理由が幾つかあるのですけれども、まず1つ目としては、現在町の人口が4,700人強ぐらいです。町の職員が病院も含めれば100人超えるぐらいです。割合で言えば2%ぐらいなのですけれども、行政の方々もグランドデザインをつくるための話合いというのに、役場とか行政の中での役割があるからというだけではなく、参加していくべきなのではないかなというふうには私は感じています。先ほど質問した自治組織に関してもそうなのですけれども、なかなか役場の職員の方で積極的にそういう場で発言される方は少ないのかなと思っています。これはいろいろな要因があると思いますけれども、まずグランドデザインに関して、役場の職員も積極的にいろんな場で発言してほしいと思っていますのですけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。

議長 内記町長。

町長 グランドデザインということにつきましてのご質問ということで、お答えさせていただきます。

私自身もグランドデザインという使い方をしますけれども、議員と同じように大きい計画という意味合いで使わせていただいております。

それでは、ご質問についてお答えさせていた

だきたいと思います。従来型の総合計画の様式にとらわれない新たな様式でやっていきたいということにつきまして、改めて私の考えておりますことを述べさせていただきますと、従来型では項目立てをして、その項目の詳細について説明するとの様式が多いと認識しておりますが、そうではなくて、計画の導入部分についてはむしろストーリー性を持たせた文章表現のほうが住民の方々に伝わるのではないかと例えば思案しております。このような町にしていきたいと思いますというような思いを共有できる表現ができるように練度を高めていければいいなというふうに考えているところでございます。

また、7月から8月にかけて行いました住民懇談会におきまして、試みとしまして紙の資料を用意せずに、先入観なしで住民の方々が日頃町について考えていることや将来への希望や不安などをお聞きし、話し合えればと考えたところでありました。これまでの私の経験、役場職員として開発計画などの計画策定を係として担当した経験からしますと、資料や考え方を示し、ご意見をいただきますと、特定の事項に出席者の多くの方の関心が集中する傾向があることがあったことから、そうならないようにするためにはどうしたらよいかという考えで試みたところでございました。

考えや意見、思いが出しにくいという点もあったかと思いますが、今回の手法に対するご意見も含め、一定のご意見やお話は出していただけたとも感じております。試行錯誤のように見える点もあるかと思いますが、今の社会情勢では、明確に将来を見通すのはなかなか困難な時代であると私自身は認識しております。より多くの人から智慧を出していただき、昇華していくことで、よりよい未来を切り開いていけるものと考えております。

このような取組がそれ相当の議員おっしゃるようなことも含めて効果を上げていくためには、ご指摘のように役場組織として、また職員とし

ても意識を高めていくことが必要であるというふうに考えております。

確かにいろんな場面で住民の立場として職員も発言していくべきだろうと、もっと多くあっていいというお話は私もそのとおりですし、また発言のためには積極的に関わっていくということも大事であろうと思います。

一方では、やはり役場職員上いろいろな情報、秘密といいますか、個人情報も含めて抱えている面もございます。その辺のあり方は、今後のどういう場面でどうだというのは、その場、その場であったり、問題を想定してのスキルアップというか、そういうことをしながら今のよう活動につなげていけるように職員もしていければなというふうに考えているところではございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。町政懇談会のときのやり方で言うと、資料を用意せずというお話でしたけれども、私もそういう形態があってもいいのかなというふうに思っています。というのも、今後どうしていくかという計画を立てるときに、大きく2つのやり方があって、1つは現状の数値とか、これまでの積み上げたものを見ながら計画を立てるというのと、もう一個、理想像、未来のあるべき姿を思い描いて、そこから逆に分解して行って、今何をすべきかというふうに考えるという方式があります。将来像とか理想像から逆算して考えるというやり方を、また片仮名言葉で恐縮なのですが、バックキャストとかバックキャストと言ったりします。バックキャストと検索したら出てくるのですが、どういうことかという、今言ったように将来像から逆算して考える。その利点としては、今までの積み上げからは想像できないところというのをゴールに置くということです。これまでできたことから考えていけば、物すごく極端な話をすれば、人口はうちの町どんどん減っていく。生産人口が

減っていく。では、この町一体どうなるのだとなれば、積み上げだけで考えていけば、では、いずれここには誰も住まなくなるなという将来になってしまうのではないかと私は思っています。ただ、そうではなくて、この町にある資源を使ってこういう町をつくっていくというのを、具体像を描ければ、またそういった違った未来が作れる可能性があるのかなと。

なので、例えば今回の保育所や学校の話で言うと、まず説明会のときに出していただいた資料でも、町としてこういう教育をやりたいというふうな提示があったと思うのですが、それある意味バックキャストが入ってきているのかなというふうに思っています。なので、基本構想とか総合計画とかというので妄想を語ればいいのかといたら、そういうわけではないのですが、今町長の答弁でいただいたみたいに、どうあるべきか、どういう町を目指すか、それを文章なり、あるいは絵とかイラストでもいいと思うのですが、そういうもので表現するという形で進めていただければいいと思いますし、あとやっぱり先ほど来申し上げているみたいに機会を、そういうものを語る機会を増やしていただきたいと思っています。機会とか属性とか、例えば子供を対象にするようなときがあってもいいと思いますし、新しいやり方を模索する中で、ちゅうちょせずにやっていただければと思っていますけれども、その点いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 あらゆる地域は各地域でありますし、またあらゆる属性、先ほどお話ありました会社であったり、サークルであったり、あるいは学校であったりとか、そういう部分、いろんなチャンスを見つけながら、今のようなやり取りをさせていただいて、共有できるようなことも併せ、具体的な姿を描けるように取組を進めたいと、このように思っております。

議長 唐仁原さん、ちょっと質問に徹してくだ

さい。

6番 はい。

議長 唐仁原俊博君。

6番 行政の意識という点で、もう一点ちょっとお尋ねしたいと思います。

このグランドデザインをつくるに当たってなのですが、それぞれの職員の方、所属している課があると思いますが、今自分が担当している課でやっている業務の未来とか何年後ということだけを考えればいいのかという、そうではないと思っています。住民とのやり取りの間では、守秘義務であったりとか、いろいろな問題もあると思いますが、役場の中での話合いにおいても、ちょっと課の壁であるとか、そういうものがなしでいろいろと計画について考えていただいたほうがいいのかと思うのですけれども、その点いかがでしょう。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

いわゆる縦割りで仕事をしている中で、そういうようなご指摘、従来からもあって、課題によってはそういう壁をなしに横断的にやっていたかなければならない事項が以前からもあったと思いますが、最近はさらにそういう部分が多くなってきているという認識はあります。

私、昨年来から30代以下の研修、庁内職員に対して私が講師というような形でやらせていただいております。やはりその辺はむしろ職員からもいろいろ問題提起もされていて、それについて話合いなどもさせていただいているところです。具体的には、電話を受けたときに、やはり全体的にどの職場でどのような仕事をしているのはもちろんですし、その係は誰かというようなのをやっぱり知っておくというふうなことは必要であろうとか、その場合にはどのようにすればいいのだというふうなやり取りを含めての研修などもさせていただいております。

それで、今回私2年目になりますけれども、趣旨として、私との意見交換ということで、日

頃やっている職務について私としてもしっかりと認識を深めたいという思いでやっておりますけれども、今年はそういう今の町の総合計画も含めまして、全体的な今どういうことでやっているのだというのを話はさせていただいて、そういう研修に入ったりということでもあります。

今のようなご指摘や問題意識を持ってやっている面もございますし、それがより有効に、いろんな場面で発言するように今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

いろいろと壁はあると思いますが、このグランドデザインに関しての話合いというのが一つその壁を破る契機になればいいなと思っております。

次の質問に行きます。教育移住・山村留学についてです。

現在学校のあり方というのが町内で話されているわけですが、現在の町の少子化の状況からすると、いわゆる教育移住、これと呼び込まなければいけないのではないかと考えているのですが、認識をお聞かせください。

議長 教育長。

教育長 教育移住を呼び込むことについての認識についてお答えしたいと思います。

本町の学校教育において、やはり少子化が進み、その影響を受けており、現在小中学校において最も多い人数のいる学級でも21名、それから少ない学級では5名という状況になっています。このような状況の中で行われている少人数指導は、一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導がしやすいという反面、子供たち同士の意見や切磋琢磨、それから行事における制約などの課題もあるというふうに言われております。このような課題を少しでも改善し、よりよい充実した西和賀の教育をつくるのが私たち教育委員会の使命だろうなというふうに考えています。

そういう意味で、議員の言う教育移住は簡単

ではありませんけれども、課題改善や解決の一つというふうにして捉えております。魅力ある教育をつくっていくこと、そしてそれをPRしていくこと、そしてその教育に共感した他地域のご家庭の方々に移住していただき、ここで学ぶという教育移住は、町の教育政策にとって非常に大きな、大切な視点であるだろうなというふうに思っております。

現在、保育・学校のあり方・教育を町民の方々とつくり上げようと今しているところですので、この視点を意識して、これから行う意見交換会においてでも積極的にいき、よりよい西和賀の教育をつくっていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。教育移住となると一家全員でというふうなニュアンスが強くなるかなと思うのですが、山村留学、子供だけが一定期間、町に来てというふうな形の児童や生徒の受入れというのもやっていくべきなのではないかなと私は考えています。というのが教育移住に対して、その前段階というか、そういうふうな位置づけにもなるかなと思うからです。この山村留学をやりながら、反響があれば住民自身が、うちの町にはこういう魅力があるのだというふうに気づいたり、これだけ来てくれて、これだけ喜んでくれたから、今度はこういうこともやろうと受入れ態勢を強化したりということができないのではないかなと思うのですが、この山村留学についてはどのようなご認識でしょうか。

議長 教育長。

教育長 今山村留学と教育移住ということで、定義がちょっと曖昧だったものですから、私の考えとしては、1年以内のところの留学を山村留学というふうな位置づけとして回答を作らせていただきましたけれども、その視点で一応お話しさせていただきたいと思っております。

小中学校の児童生徒を対象とする教育移住は、言われるように家族同伴が必要であるし、本人や保護者の方々の西和賀の教育について深い理解があることが大前提というふうに思っております。山村留学を1年以内の短期の教育移住と、すなわちお試しの教育移住として捉えているとすれば、教育移住を希望する方々の選択肢の一つになるかと思っております。よって、この取組を検討する必要があると思っておりますし、西和賀町を知り、さらにファンになっていただける貴重な機会だというふうに考えております。

繰り返しになりますが、私たちの目指す西和賀の教育は、地域の方々に支えられながら、子供たちの持つ「自ら育とうとする力」を伸ばすことができる教育であり、この地に誇りが持てる教育と考えております。大人である私たちもこのような教育ならもう一度受けてみたいというようなわくわくする教育は必ずや他地域の方々にも共感を得るものだというふうに信じているところです。

本町には、産業を通して、また歴史や文化、自然を通して教育と関係づけられる方々がたくさんいらっしゃいます。教育資源と言いますけれども、そういう方がたくさんいます。さらに、大学生を呼んだり、JICAやNICEで訪れる外国の方々を支援していらっしゃる方々も少なくありません。このような方々に新たに子供たちの教育に関わっていただけるよう多くの方々と協力し、ほかの地域とまた違った特色ある教育をつくり上げ、移住者を受け入れる体制を強化する必要があるかと思っております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。地域に支えられること、地域に支えられるという教育体制をつくりたいということでしたけれども、なので、山村留学とかの受入れ側としても、私としては行政とか役場が主体というのではなくて、地域であるとか、あるいは住民グループがいいのか

なというふうに思っています。そういう地域ないしグループがこういうことで受け入れたいのだけれどもと言った場合に、町としてどういふふうな関わり方があるかとか、サポートする意思があるかというのを伺えればと思います。

議長 教育長。

教育長 そこまでのところ、まだ検討は多くはしていないのですが、例えば国際ボランティア協会NICEさんが来たときにも、私もちょっと顔を出して、どういう子供たちが、または外国の方がいらっしゃるのかということでコミュニケーションを図りながら、これを学校につなげたいなと思って歩いたりなんかりしていますが、実現するものもあれば、実現しないものもある現状にあります。

いずれ、かなりの人数の方々がこの町にいろんなそういう取組を通して来ておりますので、それを担当される方々と協力しながら、先ほどおっしゃっている短期の留学については体験をさせることができると思いますし、そういう突発的なことではなく、現在も森林学習とか何かで行われているところがあります。この間は高校生のほうまでやっていただきまして、岩手大学の先生に来てもらって座学をし、その後実際の現場に行って実習し、枯れた木を見たりなんかりしてグローバルに自分たちの課題として林業に結びつけているというのがあります。そういうことを、やはり今後も私たちもそういう情報を収集しながらプログラムを築いていく必要があるだろうなと思っております。

あとは、先ほど来移住する住居環境とかということも、私たちも情報を横関係で取り入れながら進めていく必要があると思っています。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。受け入れる、受け入れたいなというふうな意図があれば、そこに対していろいろ情報を提供したりとか、あるいはほかの人をつないでいったりとか、そういうサポー

トをしていただけるのかなと思いますけれども、そういう認識でよろしいですか。

議長 教育長。

教育長 現在次世代の子育てのことについていろいろと教育委員会内でも話し合われていますが、数字を見て驚くことがたくさんあります。やはり少子化のかなりの進みが数字として表れてきておりまして、特殊出生率とかというのを見ますと、前までは県や国を超えていたものが、ここ二、三年でがくんと落ちて、そこを下回っている状況があります。ということは、かなり意識してこれから施策について考えていかなければいけない。我々は我々の形の中で、教育をどうやって若い世代が、またはいろんなことに興味、関心を持ってくださる方がこの町に来てもらって、少しでも貢献していきながら、あわよくば移住、定住を考えてくださるというようなことを常に施策の中で考えていく必要があるだろうなというふうなところは認識はあります。もちろんどの課もそのような形で行われていると思いますので、皆さんも、町民の皆さんもこのような機会ですけれども、変な言い方になってしまうと、それこそ誤解を生じてしまいますが、ちょっと危機感とか焦り感とか、ほかの方々を受け入れる気持ちだとか、そういうところを少しずつ譲受していきながら、やっていながら、政策、我々の与えられた使命としての施策については邁進していかなければならないだろうなというふうな思っているところですので、皆さんと協力しながら今後もやっていきたいなと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。町長のまちづくり懇談会でもですけども、教育長の考えとか現状についても懇談会みたいなことがもっと増えてもいいのかなと思っております。よろしくお願ひします。

次の質問に行きます。にしわがウッドライフフェスについてお尋ねします。6月に2年目、

2度目になるにしわがウッドライフフェスが開催されました。イベントがどういった状況であったか、どういう概況であったかというのと、主催としてどのように総括するか教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。にしわがウッドライフフェスについて、昨年に引き続き2度目の開催だったが、イベントの概況はどのようなものであったかについてですけれども、そして総括するかについてお答えをいたしたいと思えます。

今年、令和6年度は延べ1,100人の来場がありました。木育イベントを初開催した昨年、令和5年度は延べ500人でしたので、2.2倍の来場となりました。このことにつきましては、昨年よりもプレスリリースを早めに行ったことと、近隣市町村へのPRの拡大、チラシとかポスターの配布ですけれども、また町のホームページ掲載等により来場者数の増加につながったものと考えております。

また、ご来場いただいた若年層の親御さんからお話を聞いたところ、「SNS、インスタグラム等を見て楽しそうだったので来ました」という声をたくさんいただきました。改めまして、現代においてSNSの重要性を再認識したところでございます。

昨年度と比較して来場者数が増加した理由として、昨年も会場を訪れた方々が今年も来場されている例が多いことと、開催したブースそれぞれについて、来場者が興味を持つ内容であったことが情報としてよい形で伝わり、結果として来場者数を増加させたものであり、一定の成果を上げることができたと考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今お答えいただいた内容にありましたけれども、子供が多かったなと思えました。私も会場に行きましたけれ

ども、子連れの親子、子連れの親御さんたちが多くて、そういうイベントというのがうちの町では貴重なイベントなのかなというふうに感じています。ということもあって、まだ2年目のイベントですけれども、今後の展望についてどのように考えているかというのを教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

今後の展開について、現時点でどのように考えているのかについてお答えをいたします。

木育事業は、町内在住の方だけでなく、町外からも人を呼び込む力を十分に持っている事業であると認識をしております。そのため、その可能性を最大限に広げていくべく事業展開を図っていきたくと考えております。

また、おかげさまで開催したブース全てにおいて、たくさんの方々から来場いただいたわけですが、そのことを踏まえた上で今後の町の取組に生かしていければと考えております。

以上でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。2年目、3年目と今後もよりよいイベントになっていけばいいなと思いますし、かつ今後町のほかのイベントにもいろいろと波及していけばいいなというふうに思っております。

今回のウッドライフフェスに岩手大学ツキノワグマ研究会、通称クマ研が出展していました。クマ研は、盛岡の猪去地区でクマの実地調査とか被害対策活動を行っているようなのですけれども、せっかく縁ができたので、うちの町でも何か関係していろいろできたらいいのではないかなと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 岩手大学のツキノワグマ研究会が出展した件についてお答えをいたしたいと思えます。

本町は、中山間地域に位置しており、従来か

ら衣食住において野生動物との関わりが強い地域でございます。極端な話をさせていただくと、生活する上でなくてはならない存在でもあったと考えられます。

現在では、生活様式も変わり、野生動物の存在自体に対する考え方が当時とは全く違う状況となりました。

ツキノワグマについては、全国的に人身被害が増加しておりまして、国ではツキノワグマを指定管理鳥獣と定め、今後の個体数管理を進めることとしております。

今回のツキノワグマ研究会の出展については、ツキノワグマの生態について詳しく紹介しておりまして、来場者からはとても勉強になったという意見が聞かれました。これらのことを踏まえ、今後も正しい情報に基づいた野生鳥獣との共存について取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 クマ研との今後のコラボみたいなものは何か現段階で想定していないでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 コラボということですが、まずいろいろな今後も、来年度以降もこの事業については実施していければと思っておりますので、そちらでの開催についても、ただ相手があることですので、なかなかうまくいくか分かりませんが、来ていただければ来ていただくということも検討していきたいと思っておりますし、それ以外のことについても何かあれば折を見てお付き合いをしていければというふうに考えておりました。

以上です。

議長 教育長。

教育長 実は、先日クマ研の方が来たときに声をかけて、小中学校の授業に来てもらえないかという話はしました。それは、先ほど課長がおっしゃるように共存です。正しい知識、理解がな

いと、むやみに保護だとか捕殺は駄目だとかという話になりますので、客観的なデータが非常にたくさんありましたので、担当者とちょっと話をさせていただいたところ、もしそれが実現するのであれば教授が来るかもしれないという話もいただいているところです。ということで、そういうプログラムも総合的な学習の時間等に入れながらやっていきたいと思いますが、あわせて、本当は町民全体にもそういう講座を設けながら進めていければいいかなと思って、しゃしゃり出てしまいましたけれども、あの日つかまえてお話をさせていただいたところで、名刺交換もいたしたところでした。

議長 唐仁原俊博君。

6番 では、今後に期待したいと思います。

もう一点、ウッドライフフェスのときに木育のための遊び場みたいなものが設けられていました。住民から屋内の遊び場が不足しているという声があります。木育を絡めた遊び場というのを設置を考えてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

住民から屋内の遊び場が不足しているという声が寄せられている。木育を絡めた遊び場の設置を考えてもよいのではないかについてお答えをいたします。

当課の木育事業をスタートさせた理由の一つに、町内の子供たちや町外から来た子供たちが屋内で遊べる施設がないと感じたことも理由の一つとして挙げられております。

屋外では、町を代表する施設として焼地台公園がありますが、雨天時、町に滞在しながら子供たちが遊ぶことのできる施設が町にないのが課題だと考えております。

例えば木育施設は、単に遊びだけではなく、学びと体験を通し、木に親しみを持ってもらうことを最大の目的としております。子育て世帯の憩いの場として、また木育による体験学習の

場として期待できる場となることを踏まえて、例えば今後の公共施設建設時における木育施設等の屋内施設の併設等も検討しながら進めることができれば、より効果的な公共施設建設につながるのではないかと考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。木育に関して、当初の課題意識として遊び場もということだったので、今後話が進んでいけばいいなと思うのですが、1点追加でちょっとお聞きしたいのが、木育を絡めて遊び場を造るというときに、では担当は農林課なのかとか、生涯学習課なのかとか、学務課なのかとか、そこでまた縦割りになるとちょっとつまらないことになってしまうのではないかなと思っています。今後そういう施設に関して検討するときに、課を横断的というか、関心のある職員たちで検討していただくのが一番いいかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

これまでも事業の取組内容によりましては、横断的にチームなりをつくってやってきた経緯もございますので、この件もそういう検討の中でそういう取組の可能性があるのであれば、今お話のような、どういう職員がというのはその場面でのこととなりますけれども、検討の手法として考えてまいりたいと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次に行きます。獣害対策についてです。まず、現時点で今年度獣害の状況というのがどうなっているか教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

現時点での獣害の状況についてお答えいたします。

あくまでも農林課、役場のほうに報告という

か、話のあったものになりますけれども、まずツキノワグマの被害ですけれども、これは令和6年度は現在まで報告がございません。イノシシについては、令和6年度については畦畔等の損壊10件、それから水稲の被害が5件ほど起きております。ちなみに、ツキノワグマの被害で、令和5年度は水稲被害が最終的に137アール、イノシシは令和5年度水稲被害が最終的に85アールということで、この数字についてはあくまでも農林課への報告があった被害件数となります。また、令和6年度の被害面積については、秋の収穫時に被害面積を集計しておりますので、件数のみの数値となりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 イノシシの被害というのもあるということでしたけれども、電気柵の設置に関して補助金を用意していると思っております。これが最近できた補助金制度だったと思っておりますけれども、これは今年度どういう状況でしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをいたします。

電気柵設置補助金の状況についてでございます。電気柵の設置件数ですけれども、令和6年度は14件、ちなみに令和5年度は7件。補助金の額として、令和6年度は全部で84万円、令和5年度は33万8,000円でした。設置距離ですけれども、外周になります。令和6年度は5,305メートル、令和5年度については3,944メートルということで、令和5年度と比較して設置状況は倍増している状況でございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 以前の議会のときにもお話ししましたが、電気柵の設置については零石とかが結構進んでいるかなと思っておりますし、今後対策をしていかなければいけない地域というのが町内でも増えるかと思っておりますので、講習とか研修とか

というのをあつたほうがいいのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長 農林課長。

農林課長 講習、研修の件についてでございますけれども、以前から講習、研修については実施をしている経緯はあるのですけれども、今年はまだちょっと実施しておりませんが、今後実施については検討していきたいと思っております。業者さんのほうもすぐ来てくれるというふうなお話をいただいておりますし、あと雫石町等、先進地と言ったらちょっと悪いかもしいないのですけれども、進んでいる地域の方からも来ていただいて、研修をできればなというふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

最後の質問です。婚活支援についてです。現在町が行っている婚活支援事業、婚活応援事業と言っていましたか、その内容と利用実績を伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

現在町が行っている婚活支援の取組であります。町の人口減少対策として、結婚による定住促進を図るため、年2回の婚活イベントを開催し、出会いの機会の創出に努めているところであります。昨年度の実績としては、婚活イベント1回目は9月10日に左草の旧ゆう星館で開催し、参加人数は男性6名、女性5名の計11名で、このときは結果的に3組のカップルが成立しております。2回目は10月15日に開催し、この際は参加人数が男性5名、女性4名の計9名で、カップル成立は3組となっております。

また、結婚に伴う新生活に係る費用の一部を支援する取組として、昨年度は1組の夫婦に対して結婚新生活支援事業補助金を交付しております。もう一つは、岩手県や県内市町村、主要民間団体などで構成している「いきいき岩手結

婚サポートセンター」、通称「iーサポ」というところがありますけれども、ここに入会をしますと、会員登録者同士が結婚できるように様々な支援を受けることができるわけですが、入会に当たっては1万円の入会登録料が必要になりますが、これを町で全額補助するというのもやっております。ただ、こちらにつきましては、昨年度実績はございませんでした。

以上が現在町が行っている結婚支援の取組と昨年度の実績となっております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。婚活のイベント、実地で会う、対面で会うというイベントというので成果が上がっているようなので、それについては継続していただければいいのかなと思うのですけれども、iーサポのほうの利用がなかったということで、iーサポを私も使ったことはないのですけれども、見てみると、マッチングアプリみたいなことが登録したらできるようでした。ただ、いわゆるマッチングアプリというのが趣味とか自分はこの人間ですよというのを入力して行って、性格が合う人とか似た属性の人と出会えるよというふうなアプリになっていますが、そういうものの登録する一つの利点としては、多分そういうものを使わなければ出会えない人と出会えるとか、あるいは地域のことを飛ばして出会えるということがあるのかなというふうに思っています。自治体の中には、街コンみたいな、そういうイベントの実施だけではなくて、そういうマッチングアプリの提供事業者と連携してセミナーをやったりとか、あるいはアプリ利用料の一部を助成したりといった支援を行っている都道府県とか基礎自治体もあります。近いところで言うと、秋田県になりますけれども、大仙市はこの提供事業者と協定を結んでいるみたいです。それから、横手市ではアプリ利用料の一部を助成している。どちらもうちの町と隣接した自治体ですけれども、本町でもそういった取組を検討してもいいので

はないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

マッチングアプリの件につきましては、私もそういう今議員ご紹介いただいた事例を承知しておりますけれども、議員もご存じのことでしたけれども、先ほどのいきいき岩手結婚サポートセンター、i-サポにおいてもマッチングシステムのサービスが提供されております。なかなか利用、使いにくいというふうに議員はお感じのようでございますが、まずはこうした既存のサービス利用を促していくことを優先させたいと思っております、そのための情報発信を強化していく必要があると認識しているところであります。

先日政府が全国の10代から30代を対象に行った調査で、既婚者の4人に1人がマッチングアプリで結婚相手と出会ったというふうに答えており、最も多かったというような報道がありました。改めて時代の変化というものを痛感させられたところであります、今後の取組に当たっての示唆をもらったものと思っているところであります。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。出会いというのが結婚に関してだけでなく、いろいろ今後うちのような町にとっては課題になるのかなと思います。例えば今日した質問であれば、教育に関してもそうです。子供たちが町の中の人ではない人とどうやって出会うかとか、そういったことというのは恐らくいろいろあって、先ほどの答弁であった4分の1がマッチングアプリで出会っているような世の中になったということで、いろいろ町の取組として今後示唆がある話だなと思いました。

ありがとうございます。私の質問はこれで終了します。

議長 以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

これで本日の日程は終了いたしました。

なお、明日5日は議案思考のため休会としますが、次回6日は条例改正、補正予算等の審議を予定しておりますので、お知らせします。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後 3時15分 散 会